

羽 後 町
第 1 期 地 域 福 祉 計 画
第 4 期 地 域 福 祉 活 動 計 画

平成 31 年 3 月

羽後町・羽後町社会福祉協議会

目 次

第1章 計画の概要	1
1 計画の策定にあたって	1
(1) 計画策定の背景	1
(2) 地域福祉計画・地域福祉活動計画とは	6
(3) 計画推進のポイント	7
2 計画の概要	8
(1) 計画の位置づけ	8
(2) 計画の期間	8
3 計画における役割分担	9
(1) 町民・地域・行政の役割	9
(2) 社会福祉協議会との連携	11
4 計画の推進体制	12
(1) 計画の周知	12
(2) 計画の推進体制	12
第2章 計画の方向性	14
1 計画の基本的な方向	14
(1) 基本理念	14
(2) 計画推進の視点	14
2 基本施策	16
基本施策1 地域福祉活動の推進	16
基本施策2 健康づくり、生きがいづくりの推進	16
基本施策3 高齢者の生活を支える支援の推進	16
基本施策4 障がいのある人たちの生活の支援	17
基本施策5 子育て支援の充実	17
基本施策6 暮らしやすいまちづくりの推進	17
3 施策の体系	18
第3章 施策の展開	19
基本施策1 地域福祉活動の推進	19
1-1 地域のふれあい環境づくり	19
1-2 相談体制の整備・充実	19
1-3 多様な団体とのネットワークづくり	19
1-4 権利擁護の推進	20
基本施策2 健康づくり、生きがいづくりの推進	22
2-1 保健事業の推進	22
2-2 高齢者の健康づくりの推進	25
2-3 認知症予防の推進	25
2-4 生きがいづくりへの支援	25
基本施策3 高齢者の生活を支える支援の推進	26
3-1 地域ふれあい活動の推進	26
3-2 高齢者の在宅生活の支援	27
3-3 介護サービスと介護を支える基盤の充実	27
基本施策4 障がいのある人たちの生活の支援	28
4-1 障がい者支援に関わるサービスの充実	28

4-2 障がい者の生活向上に向けた環境の整備.....	28
基本施策5 子育て支援の充実.....	29
5-1 子育て家庭に対する支援.....	29
5-2 教育の充実.....	31
5-3 子どもたちの生きる力づくり.....	31
5-4 子どもたちの健全育成.....	31
基本施策6 暮らしやすいまちづくりの推進.....	32
6-1 暮らしの安全と安心の確保.....	32
6-2 快適な生活環境の整備.....	33
6-3 働きやすい環境の整備.....	34
6-4 医療負担の軽減.....	34
6-5 生活にかかる経済的な負担の軽減.....	35
第4章 社会福祉協議会における事業展開.....	36
1 地域福祉推進に向けた環境づくり.....	36
2 ボランティア活動の支援.....	37
3 日常生活の支援.....	38
4 高齢者・障がい者への支援.....	39
5 交流、生きがいづくりの推進.....	40
6 生活の再建、健全化に向けた支援.....	41
7 安全・安心な環境の整備.....	41
8 社会福祉協議会の体制整備.....	42
資料編.....	43
1 地域福祉を取り巻く状況.....	43
（1）本町の概況.....	43
（2）高齢者福祉の状況.....	46
（3）障がい者福祉の状況.....	49
（4）子どもを取り巻く状況.....	53
（5）保健福祉の状況.....	57
（6）地域活動の担い手の状況.....	58
2 アンケート調査のポイント.....	59
（1）調査の目的.....	59
（2）調査の実施状況.....	59
（3）回答者の基本属性.....	59
（4）主な調査結果.....	61

【元号の表記について】

この計画中の年の表記は、平成31年4月30日の翌日（2019年5月1日）以降を表す場合でも、元号を「平成」としています。

新元号が施行された後は、新元号に相当する年に読み替えてください。

第1章 計画の概要

1 計画の策定にあたって

(1) 計画策定の背景

1) これまでの地域福祉を取り巻く諸課題

○生活課題の多様化

近年は個人の結婚観の変化による晩婚化・未婚化や少子高齢化の進行、共働き世帯の増加、経済・雇用環境の変化などによる個人の価値観や生活様式の多様化などのために、人と人とのつながり・絆が弱まり、近隣住民との人間関係が希薄になるなど、互いの顔が見えにくい状況が広がっています。

家庭内においても、家族間のコミュニケーション不足がもたらす影響が懸念されているところであり、特に子どもや高齢者などへの虐待、配偶者などへの暴力、ひきこもりなどの問題が社会問題化してきています。

生活不安やストレスの増大が多様な生活課題を引き起こす一方で、生活課題に直面した人々を支える地域のつながりは希薄化してきており、地域福祉の推進を図るためには、地域力の強化と、多様な生活課題に柔軟に対応できる仕組みの構築が求められてきています。

○社会福祉施策の変化

社会環境の変化やそれに起因する生活課題の多様化に対応するため、国では社会福祉基礎構造改革が行われ、旧来の「行政による措置」という考え方から利用者が事業者と対等な関係に基づきサービスを選択・決定する契約制度へと社会福祉制度の転換が図られました。

また、個人の尊厳を尊重する視点から、できる限り地域の中でその人らしい暮らしができるような基盤を整備していくという考えに基づき、高齢者福祉の分野では、地域密着型サービスの創設や地域包括ケア体制の整備、障がい者福祉の分野では、地域生活への移行や一般就労への移行の推進、児童福祉の分野では、子育て支援事業の実施、医療保険制度においては在宅医療の推進など、地域での生活に移行する福祉政策が展開されました。

このように、社会福祉事業法制定（昭和26年）以来続いてきた「行政がサービスの種類と提供機関を決定する」福祉の仕組みは、一連の社会福祉基礎構造改革により、利用者の立場に立った社会福祉制度の実現や生活課題に柔軟に対応する福祉サービスの充実を目指す制度へと変化しました。

○ 社会福祉法の成立

国の社会福祉基礎構造改革では、さらに「地域福祉の推進」という考え方が明確に位置づけられました。

平成12年には、社会福祉の基本法である「社会福祉事業法」が「社会福祉法」へと改正され、福祉サービスの基本的理念や福祉サービスの提供の原則、福祉サービスの提供体制の確保などに関する国及び地方公共団体の責務などが定められました。

また、同法第4条では、地域福祉の推進の主体は「地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者」の三者とするとともに、地域福祉の推進の目的は、「福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように」と定められ、同法第107条では、市町村による「地域福祉計画」の策定が規定されています。

このように、地域福祉という考え方は、これまでの高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉といった対象別にとらえたものではなく、これらを横断的に統合して推進していくというものです。そして、その実現のためには、地域社会を構成する一人ひとりの町民、ボランティア団体・NPO法人、福祉事業者、社会福祉協議会、行政が互いに連携して、ともに地域福祉の推進に取り組んでいくことが求められています。

社会福祉法（抜粋）

（目的）

第1条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- (1) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- (2) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (3) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の2以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が参加するものとする。

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (4) 前3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

○生活困窮者自立支援制度への対応

平成27年4月から「生活困窮者自立支援法」が施行され、地域福祉施策との連携が求められています。

生活困窮者は、様々な課題を抱えていることも多く、その課題解決のためには、地域のあらゆる関係機関がネットワークを構築し、それぞれの強みを生かしながら役割分担を図りつつ、包括的な支援を具現化することが重要とされています。

また、生活困窮者の早期発見や、その生活環境の変化を把握するための見守りなどの間接的な支援は、地域住民相互の支え合いによる共助の取り組みが重要性を増しています。

さらに、生活困窮者支援の実践にあたっては、「支援する側と支援される側」という関係を固定的なものとし、生活困窮者自らも地域社会の一員として積極的な役割を見出すという視点も重要と考えられています。

○「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置

平成28年7月に、厚生労働省では地域共生社会の実現に向けた検討を加速化させるため、「他人ごと」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みや市町村による地域づくりの取り組みの支援、「丸ごと」の総合相談支援の体制整備、対象者ごとに整備された「縦割り」の公的福祉サービスを「丸ごと」へと転換していくためのサービスや専門人材の養成課程の改革等について、省内の縦割りを排して部局横断的に幅広く検討を行う「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を設置しました。

これにともない、市町村による地域住民と行政等との協働による包括的支援体制づくり、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定が努力義務化されました。

「我が事・丸ごと」の地域づくり・包括的な支援体制の整備

1. 「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を目指す

地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による①把握及び②関係機関との連携等による解決が図られることを目指す。

2. 理念を実現するため、市町村が包括的な支援体制づくりに努める

- 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備に努める
- 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制の構築に努める
- 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制の構築に努める

3. 地域福祉計画の充実

- 市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づける。

2) 関連諸制度の流れ

	高齢者福祉	障がい者福祉	子ども・子育て支援	その他
平成 11 年	ゴールドプラン 21		新エンゼルプラン	男女共同参画社会基本法
平成 12 年	介護保険制度開始		児童虐待防止法	
平成 13 年			DV防止法	
平成 14 年			少子化対策プラスワン	ホームレス自立支援法
平成 15 年		支援費制度		個人情報保護関連5法
平成 16 年	高齢者雇用安定法			
平成 17 年	認知症サポーター制度	発達障害者支援法 精神保健法改正 障害者自立支援法	次世代育成支援行動計画 (～平成 37 年)	
平成 18 年	地域包括支援センター設置 介護保険制度: 予防重視型へ	バリアフリー新法		自殺対策基本法
平成 19 年			DV防止法改正	更生保護法
平成 20 年				ハンセン病問題基本法
平成 21 年				
平成 22 年				
平成 23 年	高齢者住まい法改正	障害者基本法改正 障害者虐待防止法		復興基本法
平成 24 年	地域包括ケアシステム			
平成 25 年		障害者総合支援法 地域支援事業の拡充 障害者施設等製品優先調達法		災害基本法改正
平成 26 年	医療介護総合確保推進法	障害者の権利に関する条約批准 (国内法整備)	子どもの貧困対策法 子供の貧困対策に関する大綱	
平成 27 年	地域包括ケアの強化 生活支援サービス事業	難病患者に対する医療等に関する法施行	子ども子育て支援制度	生活困窮者自立支援法
平成 28 年		障害者差別解消法 障害者雇用促進法	児童福祉法改正	自殺対策基本法改正 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部

3) 関連諸計画の動向

○高齢者福祉

介護保険事業計画は、団塊の世代が75歳以上になり、高齢化が一段と加速する2025年（平成37年）に向けて、高齢者が地域で安心して暮らせる地域包括ケアの取り組みをもう一步進めるため、平成30年度までに「高齢者支援の体制づくり」が求められました。

第7期介護保険事業計画では、高齢者のみならず、家族や事業者、従業者に配慮した制度改正が行われ、「支援活動の具体化、活動の推進」に向けた取り組みが本格化するとみられます。

○障がい者福祉

平成23年には「障害者基本法の一部を改正する法律」が公布され、障害者の定義の見直しや差別の禁止などが規定され、平成24年には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）が施行されました。また、障害者自立支援法の改正により、新たに「地域社会における共生の実現」を基本理念に掲げた「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）が平成25年に施行されました。また、平成28年4月に「障害者差別解消法」が施行されています。

○子ども・子育て支援

平成16年度から10年間推進されてきた次世代育成支援地域行動計画は、平成28年度から子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画として推進されていますが、「父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない」（基本指針案）とされており、地域における子育て支援の構築が一層求められています。

平成26年に策定された「子供の貧困対策に関する大綱」では、“全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子供の貧困対策を総合的に推進する”ことが目的・理念とされています。

(2) 地域福祉計画・地域福祉活動計画とは

○ 地域福祉計画とは

「地域福祉」は、誰もが住み慣れた地域で安心していきいきと暮らしていくことができるように、地域に関わるすべての人（町民、地域で活動する諸団体、福祉事業者、社会福祉協議会、羽後町）が主役となって行う地域づくりの取り組みです。

地域福祉計画とは、そのために町民、地域で活動する諸団体、福祉事業者、社会福祉協議会、羽後町など、地域に関わるすべての人が結びつき、それぞれに期待されている役割に取り組んでいくための指針について取りまとめたものです。

町民のつながりを強め、相互の支え合いによる福祉活動を推進するとともに、町民による福祉活動と行政による公的なサービスを結びつけ、様々な生活課題の解決を目指す行政計画が地域福祉計画です。

○ 地域福祉活動計画とは

地域福祉活動計画は、地域福祉の推進に関わるすべての人が、地域の福祉課題を共有し、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりを実現するためにどのような取り組みを行うべきかについて取りまとめた民間の計画です。

行政計画である「地域福祉計画」と連携・協働しつつ、地域福祉推進に関わる福祉・保健等の関係団体や事業者、ボランティアや各種NPO法人、そして地域住民一人ひとりが、それぞれの立場で今後の地域福祉の推進において、どのような活動に取り組んでいくかという視点から取りまとめています。

○ 社会福祉協議会の役割

平成12年の「社会福祉法」の成立にともない、地域での生活を総合的に支援する“地域福祉の推進”が法的に位置づけられるとともに、各市町村には社会福祉事業の計画的な推進のための「市町村地域福祉計画」の策定が求められることとなりました。


また同法において、社会福祉協議会については地域福祉を推進する中心的な団体として位置づけが明確になり、市町村と連携して地域福祉の推進にあたることがこれまで以上に期待されることとなりました。

社会福祉協議会は、町民一人ひとりが主体的に地域福祉活動に関われるように地域福祉を推進する中心的な団体として、また地域福祉に関わる多様な地域資源をつなぐネットワーク化の調整役として、町と連携して地域福祉活動計画のとりまとめを行うとともに、計画の推進を図っていきます。

(3) 計画推進のポイント

○パートナーシップ型福祉の推進

これまでの福祉施策が想定していた範ちゅうを超えた多種多様な福祉課題に柔軟に対応できるように取り組んでいくため、「行政による措置」ではなく、町民一人ひとりの自発的な取り組みに対して行政が積極的に支援を行う「パートナーシップ型の福祉」を推進することで、住み慣れた地域で誰もが安心して生活できる地域福祉の実現を目指します。




町民、ボランティア団体・NPO 法人、福祉事業者、社会福祉協議会、行政が協働して取り組む
『パートナーシップ型の福祉』の推進・強化

○町民が主役となる地域福祉の推進

「パートナーシップ型の福祉」の推進のためには、まず、福祉サービスなどの利用者（受け手）である町民も地域福祉の担い手として地域で役割を持ち、支え合いの活動を広めていけるよう、より多くの町民の理解を深めるための啓発を継続的に実施していく必要があります。

地域福祉の推進に向けて、自ら課題を考え行動する町民の取り組み（自助）に対して、個人や地域の諸団体による相互の助け合いの取り組み（共助）と、それらの活動をサポートし、町民や諸団体の活動が行いやすい基盤や環境を整備する行政の取り組み（公助）があります。その自助・共助・公助の取り組みが個々の課題に対して適切に組み合わせられることで、多様な地域の福祉課題に対して、きめ細かに迅速に対応できる地域福祉の推進を目指します。



立場に応じた役割を明確にし
一人ひとりが「我が事」として主体的に活躍する

2 計画の概要

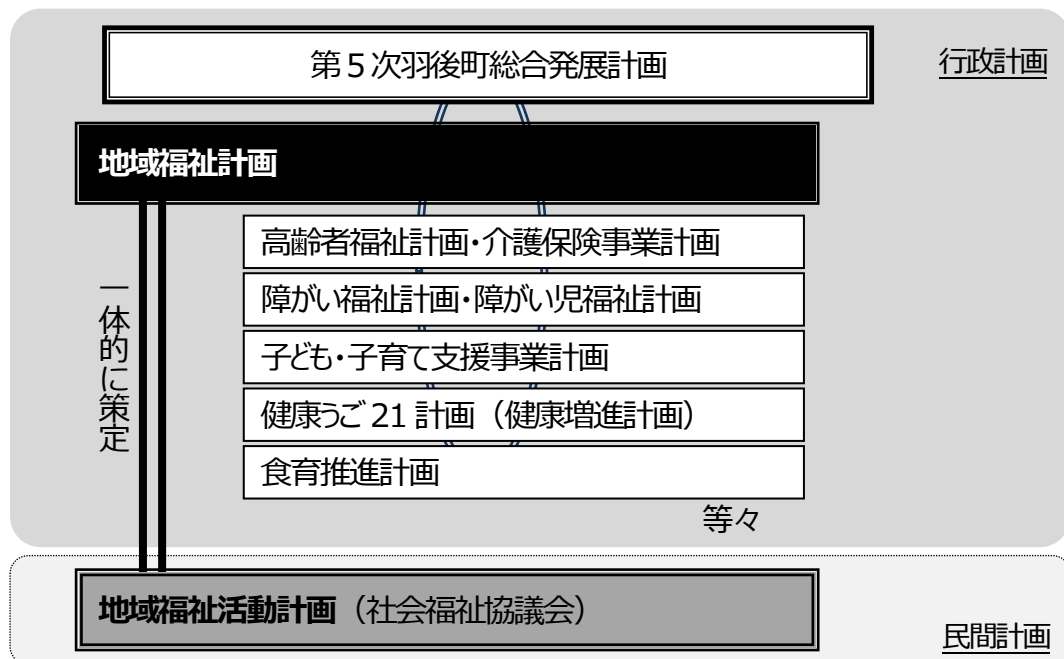
(1) 計画の位置づけ

1) 計画の位置づけ

本計画は羽後町全体の指針となる「第5次羽後町総合発展計画」を上位計画とし、地域福祉の推進に直接関係する「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」、「子ども・子育て支援事業計画」、「健康増進計画」や「食育推進計画」など取り組みの方向性を共有し、町民が直面する地域の生活課題に柔軟に対応するため、諸計画を横断的に結びつけるものです。

なお、本計画は社会福祉法第107条に基づく市町村地域福祉計画と位置づけられます。

2) 関連諸計画との関係



(2) 計画の期間

本計画の期間は平成31年度から平成35年度までの5か年とします。

計画期間中においても、関連諸計画の改定、社会情勢の変化、制度の改正などが予想されるため、適宜、状況の変化に応じて計画の見直しを図るものとします。

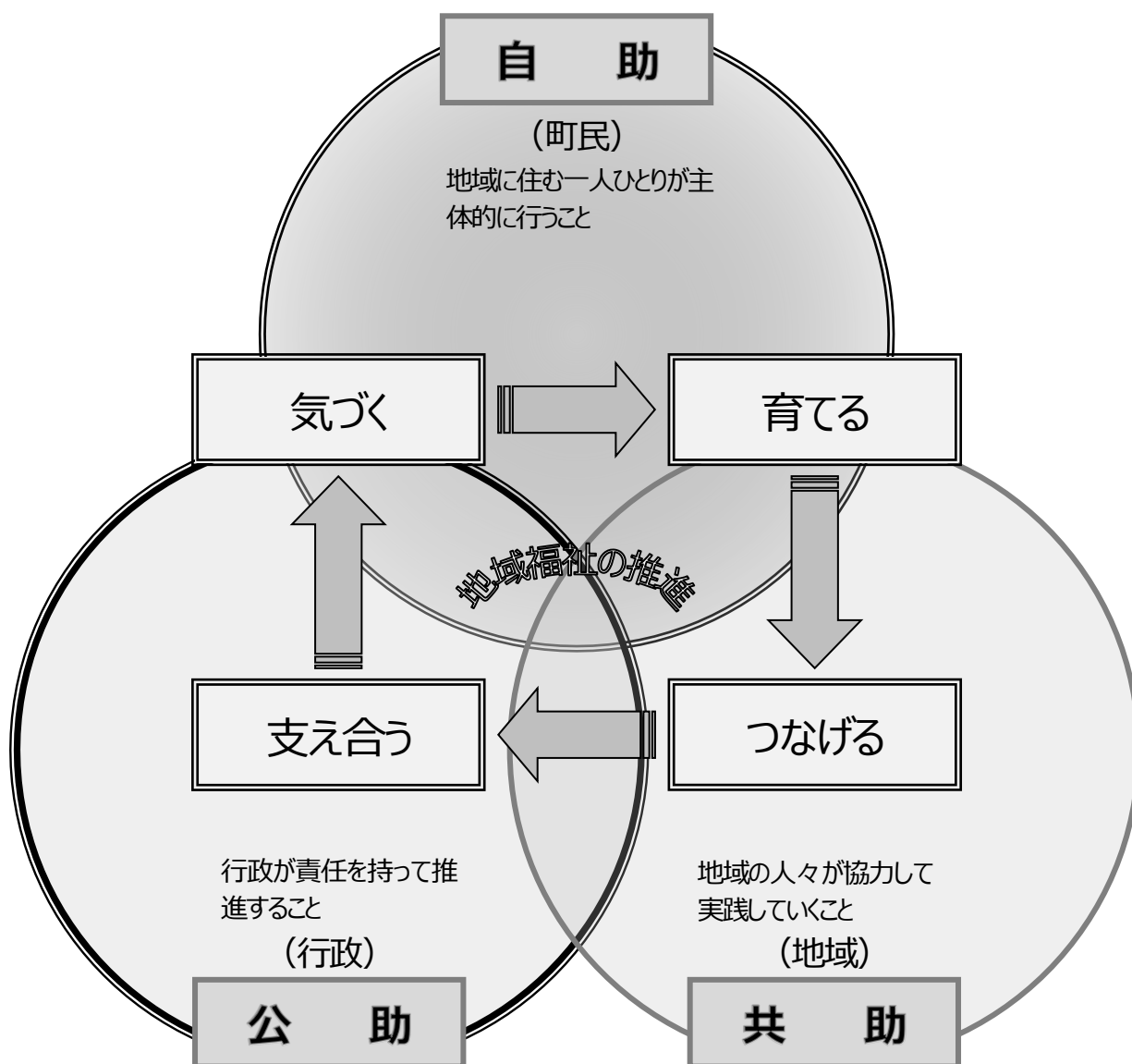
3 計画における役割分担

(1) 町民・地域・行政の役割

地域福祉は行政だけではなく、町民一人ひとり、地域で活動する諸団体や事業者が連携し、地域で互いに助け合い、支え合って推進していくものです。

相互に助け合うことができる体制を整備するためには、町民、地域、行政がそれぞれ地域の中で期待されている役割を果たし、相互の取り組みがつながるネットワークやともに助け合う気持ちを持った地域コミュニティの確立が不可欠です。

そこで、本計画の推進にあたっては、地域福祉の推進のために町民、地域、行政に期待される役割を明確にして、それぞれの取り組みがつながることで、地域全体の暮らしやすさの向上を目指します。



1) 町民一人ひとりに期待される役割（自助）

地域福祉推進の主役は町民一人ひとりです。町民は福祉サービスの利用者であるとともに、地域福祉に関わる諸活動の担い手でもあります。

一人ひとりの町民には、地域の生活課題に対して関心を持ち、理解を深め、問題解決のために必要な知識などを深めていくとともに、地域社会を構成するメンバーとして、自分にできる地域活動に対して積極的に参加していくことが期待されます。

2) 地域に期待される役割（共助）

①地域で活動する諸団体（自治会、ボランティア団体、NPOなど）

一人ひとりの町民を支える地域の様々な活動団体（自治会、ボランティア団体、NPOなど）には、日常的に様々な町民と接する機会が多いことから、地域の細かな生活課題を発見し、行政など関係する機関へつなげていくことや、町民一人ひとりに対して、地域福祉に関わる諸活動への関心を喚起すること、また町民の活動のサポートを行うことなど、地域に密着し、個々の町民を孤立させず、地域の中でより多くの人々との接点が広がるように、相互交流の機会を拡大していくことが期待されます。

②福祉事業者

福祉サービスの提供を通じて、町民の自立した生活をサポートするとともに、サービスなどに関わる情報提供や行政と連携した地域福祉活動への参加などが期待されます。

③民生委員児童委員

民生委員児童委員は町民にとって身近な福祉に関する相談相手であるとともに、地域に密着した活動を通じて地域の生活課題や支援の必要な人の発見・支援を行うこと、必要に応じて、行政や社会福祉協議会と情報の共有を図り、連携した活動を行うことが期待されます。

3) 行政の役割（公助）

行政は、個人や地域では解決できない生活課題に対して公的支援を行うことや、各種福祉サービスの提供、地域ニーズに適したサービス提供基盤の整備など、直接的に町民一人ひとりや地域で活動する諸団体を支援する取り組みを行います。

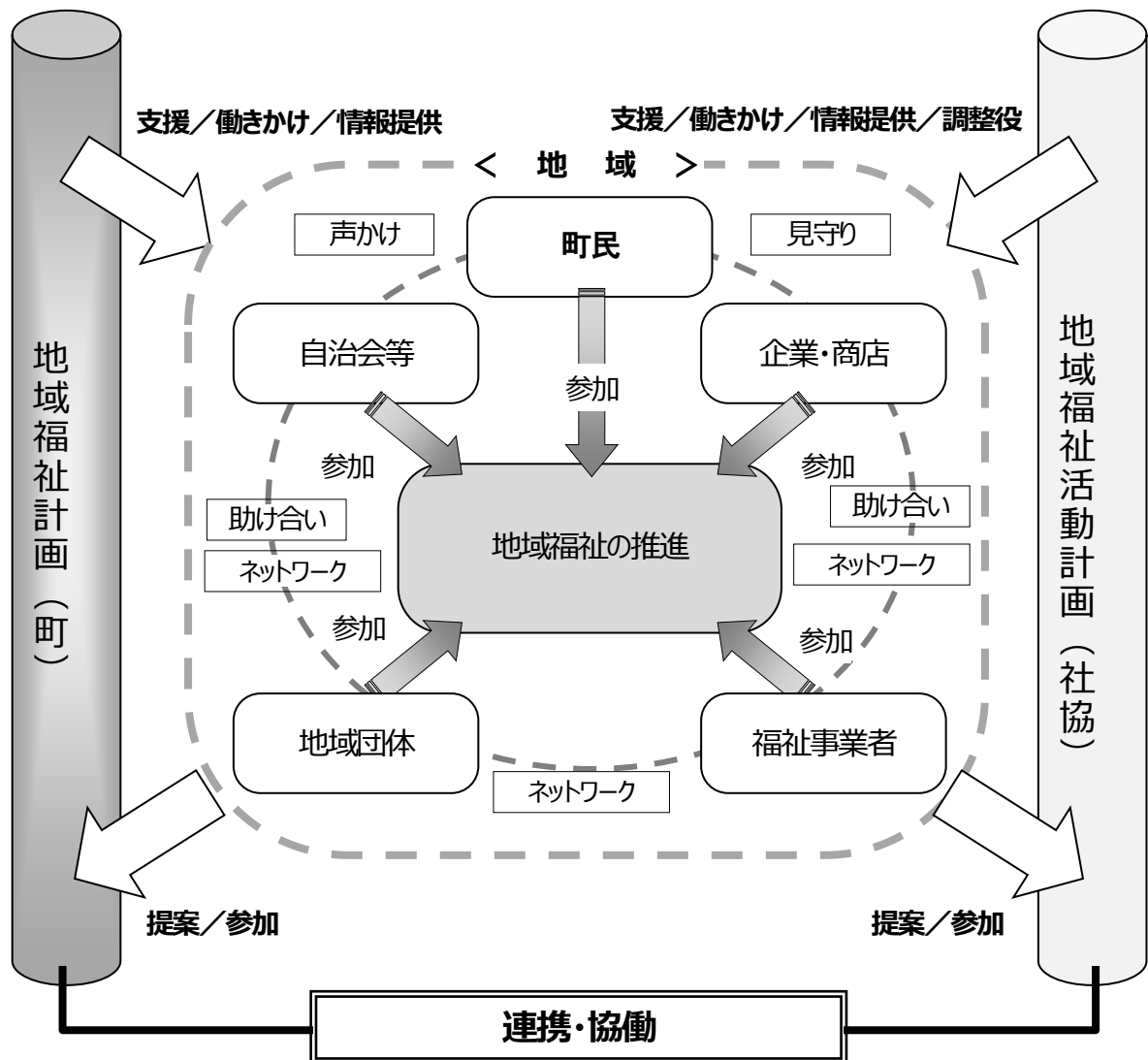
また、町民一人ひとりや地域の活動がより行いやすいものとなるように、地域福祉に対する地域住民全体の意識啓発・向上、個人や諸団体間のネットワーク化、ともに支え合う地域コミュニティづくりなど、より広範な地域福祉推進のための環境づくりに取り組んでいきます。

町民からの相談は地域の生活課題を解決するための重要な起点となることから、行政の横の連携を緊密にし、気軽に相談できる体制を構築し、何でも相談できる安心感と、問題の解決につながるという信頼感を提供できるように取り組んでいきます。

(2) 社会福祉協議会との連携

行政計画である「地域福祉計画」は羽後町の地域福祉の推進における今後の基本方向や取り組みの指針について整理したものであり、社会福祉協議会の取りまとめる民間計画である「地域福祉活動計画」は行政計画である「地域福祉計画」に掲げられた基本方向の実現に向けて町民一人ひとりや地域で活動する諸団体が具体的にどのような活動を行うことができるのかについて取りまとめるものとなります。

したがって、「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」は羽後町における地域福祉の推進における2つの大きな柱と位置づけられ、ともに連携・協働を図りながら計画の推進を図っていくものです。



4 計画の推進体制

(1) 計画の周知

地域福祉の推進のためには、一人ひとりが地域のことに関心を持ち、できることから地域の中で主体的に活動することが重要となります。

そして、一人ひとりの活動や地域の取り組みを支援し、個人や地域では対応できない課題へ行政が対応するために本計画を推進します。

そのため、本計画について、より多くの町民に知ってもらい、地域福祉推進の趣旨を踏まえて、個人や地域の取り組みが活発に行われるように計画の周知に努めます。

- 様々な媒体を活用し、わかりやすく情報の提供、計画の周知を図ります

(2) 計画の推進体制

地域の生活課題は日々変化し、必要とされる取り組みも変わっていきます。

地域福祉を推進するためには、計画の進捗について検証し、新たな生活課題の把握に努め、柔軟に計画を見直すことが重要です。

○ 社会福祉協議会との連携強化

地域福祉は社会福祉協議会と一体的に推進することから、定期的に社会福祉協議会との協議を行い、地域の生活課題や取り組みの状況などについて情報共有を図り、緊密な連携のもと、計画を推進していきます。

- 社会福祉協議会との緊密な連携体制の構築

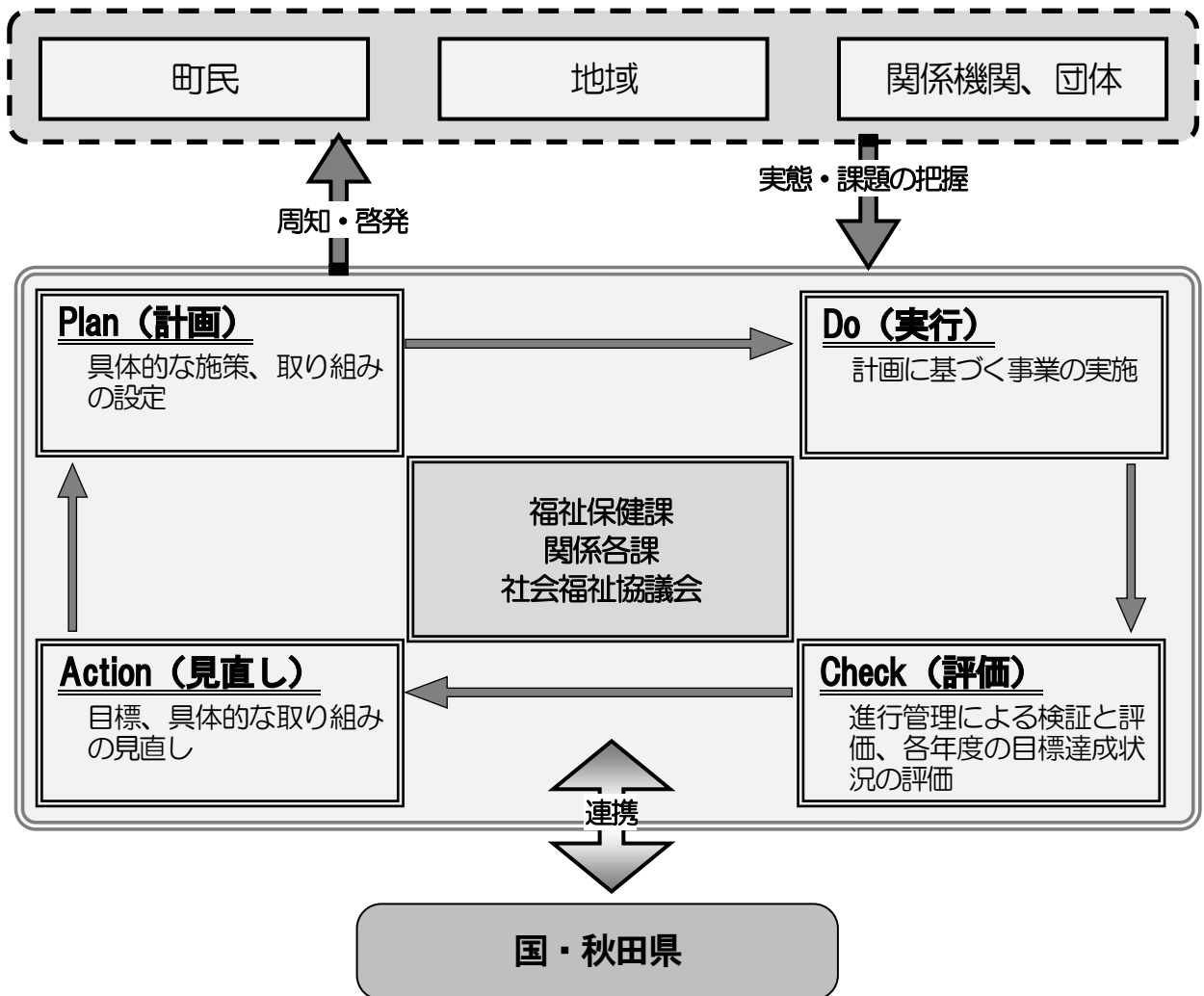
○ 計画の進捗及び評価

地域福祉の推進のための施策は、福祉、保健、医療、教育、まちづくりなど多岐にわたっており、幅広い町民の参画を得ながら、町民目線で計画の進捗を評価し、町民が日々直面する生活課題に対応できるように必要に応じて取り組みの見直し・修正を円滑に行うことができる体制の整備が求められます。

そこで、地域関係者、関係各課、社会福祉協議会の相互の連携による評価・点検を行うことを視野に、効果的な計画の推進を図ります。

- 地域福祉推進のための総合的な検証を実施

<計画の進捗管理体制>



※計画の進行管理における PDCA サイクルとは、それぞれ、業務計画の作成「計画」(Plan)、計画にそった「実行」(Do)、事業の進捗を確認する「評価」(Check)、発見された改善すべき点を是正する「見直し」(Action)の4つの段階からなっており、これを繰り返すことで、段階的に業務効率を向上させていくマネジメント手法を指しています。

計画に記載している事業の進捗について、定期的に事業ごとの実施状況や課題、成果などを確認し、計画通りに進行していない場合や、問題等が生じた場合には、取り組み内容の見直しや新規事業の必要性などを検討し、計画内容の見直しを行っていきます。

第2章 計画の方向性

1 計画の基本的な方向

(1) 基本理念

「第5次羽後町総合発展計画」における福祉分野の基本目標は「共に支えあう福祉のまちづくり」となっており、地域福祉の基本方針としては、「様々な福祉施策の展開等を推進し、住民がお互い支え合いながら、共に生きることを意識した地域社会の構築に努めます。」を掲げています。

本計画では、総合発展計画を踏まえ、町民が相互に助け合い、共に生きる地域社会を構築していくため、町民一人ひとりが地域の主役となって活躍し、互いに支え合いながら地域づくりを推進するための行動指針として、基本理念を以下のように設定します。

**一人ひとりが、
お互い様の気持ちで支え合い、
共に生きていくまち 羽後**

(2) 計画推進の視点

地域福祉の推進を図るためには、町民一人ひとりが5年後、10年後の自身や地域の姿を想像し、住み慣れた地域で安心していきいきと暮らすために必要なことについて考え、できることから積極的に取り組む意識を持つことが重要となります。

そのために、町民一人ひとりの地域福祉に対する関心を高め、地域の人々との交流や各種の事業などを通じ、必要な知識などを身につけ、地域のつながりの中で各自が自分の能力を発揮して互いに支え合う地域づくりの必要性が高くなっています。

行政に対しては、個人や地域だけでは解決できない課題に対する支援や、地域福祉のための諸活動が行いやすい環境の整備などの取り組みの強化が求められています。

特に、地域の多様な交流から生まれる人のつながりの強化などが地域福祉推進のための諸活動において重要であり、啓発活動や交流事業の充実などによる環境づくりが必要となっています。

そこで、互いに支え合う地域づくりが効果的に推進されるように、以下の4つの視点に留意して個々の取り組みを進めていきます。

視点1：気づく
視点2：育てる
視点3：つなげる
視点4：支え合う

情報提供や啓発活動により、地域や福祉に対する関心を高め、地域への関心を持った人や地域で活動する諸団体に適切な学習の機会を提供することで、地域福祉の担い手を育て、地域福祉の推進に向けて主体的に行動する個人や団体をつなぐネットワークを構築し、町民、地域、行政が相互に支え合い、羽後町全体の地域福祉の推進を図ることを目指します。

○ **一人ひとりが地域の問題に気づき、「我が事」として行動する**

地域福祉の推進にあたっては、町民一人ひとりが地域に目を向け、地域の問題を「他人ごと」ではなく「我が事」としてとらえ、それぞれができることを行うことで互いに支え合うことができる環境を整えることが重要となります。

○ **地域の問題の解決に向けて行動できる人を育てる**

地域の問題に気づき、「我がこと」としてとらえ行動する町民を増やしていくためには、正しい知識や理解のための情報提供・啓発活動のさらなる充実が求められます。また地域で活躍するために必要な知識や技術を身につけるための各種の福祉教育の推進、地域福祉を支える人材の育成や確保を図ることも必要となります。

○ **個々の取り組みをつなげ、地域全体で展開する**

さらに、個々の活動をつなげ、地域全体で支え合うためのネットワークを構築し、自助、共助のもとに地域福祉が推進される仕組みを整えることが求められます。

○ **地域で支え合いながら、健やかにいきいきと暮らせるまちづくりを推進**

本町の取り組みとしては、こうした地域全体のつながりを支えるとともに、個人や地域では対応できない課題に対して、きめ細かな福祉サービスを提供することが求められます。

2 基本施策

基本施策1 地域福祉活動の推進

地域福祉の推進を図るためには一人ひとりに地域のことをより知ってもらい、地域の中の課題に気づき、地域の中でできることに積極的に取り組んでいってもらうことが大切になります。

一人ひとりが主役となり、地域の中で活躍してもらうために、地域福祉に関する幅広い情報提供や啓発活動に取り組むとともに、具体的な地域活動への参画に向けたきっかけづくり、各種の福祉教育の実施、活動の担い手となる人材の育成などを行い、地域福祉の推進に向けて自ら考え行動できる人を育てる取り組みの充実を図ります。

また、個々の取り組みがより効果的に進められるように地域福祉に関わる個人や団体のネットワークを構築し、ともに支え合う仕組みづくりを強化していきます。

基本施策2 健康づくり、生きがいづくりの推進

若い世代も高齢者も、すべての人にとって健康はかけがいのないものです。

高齢期には加齢とともに身体能力が低下していくため、若い頃から自身の健康を気づかい、無理せず健康づくりに取り組む生活習慣を確立することが大切となります。

また趣味や生きがいを持ち、充実した生活を送ることは心身に張りをもたらし、健康を維持することにもつながると思われれます。

一人ひとりが健康を保ち、地域の中でいきいきと活躍することにより、地域の中の様々な活動の活性化が図られ、地域全体で支え合うまちづくりが実現されていくと考えられるため、各種の保健サービスの充実を図り、健康づくりの支援を行うとともに、一人ひとりが良好な生活習慣を確立できるように、望ましい生活習慣、食生活、適切な運動習慣などの啓発や指導に取り組んでいきます。

基本施策3 高齢者の生活を支える支援の推進

高齢者が地域の中で安心して生活できるようにするためには、保健・医療・福祉が連携し必要なサービスが受けられる環境を整えるとともに、地域の中で互いにできることを行い、支え合いながら、高齢者とともにすべての町民がいきいきと暮らしていくことができるように環境を整えていくことが重要となります。

また、高齢者個人の状況や能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように、介護予防から在宅介護サービス等の介護保険サービスなどへと、高齢者の状況に応じて切れ目のない支援ができる体制を整備していくことも必要であり、引き続き、総合的な高齢者福祉施策の推進を図っていきます。

基本施策4 障がいのある人たちの生活の支援

障がいのある人が住み慣れた地域で、自分らしく暮らしていきたい、というニーズは、年々高まりつつあり、支援の仕方も多様化しています。

障がいのある人の主体性・自主性を尊重し、地域の中で自立しながら安心して暮らすことができるよう、各種サービス等の情報提供や相談支援体制の充実を図るとともに、個々の能力や適正に応じた働き続けられるよう支援していきます。

基本施策5 子育て支援の充実

子どもたちは、将来の地域福祉を担う大切な存在です。

しかし、核家族化や就労形態の多様化、家庭養育力の低下、仕事と子育ての両立の難しさ、子育てに係る経済的負担の増大などが要因となって少子化が進んでおり、子どもを産み、育てやすい環境を充実させ、地域全体で子どもと家庭を支え合うことが重要です。

そこで、安心して妊娠、出産、子育てを行えるような総合的な相談事業や適切な支援が受けられるための切れ目のない体制の強化を図るとともに、子育て家庭の経済的な負担の軽減と心身の健康の保持と生活の安定を図り、子どもが健やかに育ち、子育て家庭が安心して暮らすことができ、地域全体で子どもたちの成長を見守っていく地域社会の構築に努めます。

また、様々な事情により家族と暮らすことができない子どもたちが安心して健やかに生活することができるように、社会全体で子どもを育む社会的養護の一環として、里親制度の推進による受け皿の確保についても検討していきます。

基本施策6 暮らしやすいまちづくりの推進

すべての人が安心して健やかに住み慣れた地域で暮らすことができるように、地域住民や事業者、行政、その他関係機関が連携して、災害、事件、事故の防止に努め、安全・安心のまちづくりを推進します。

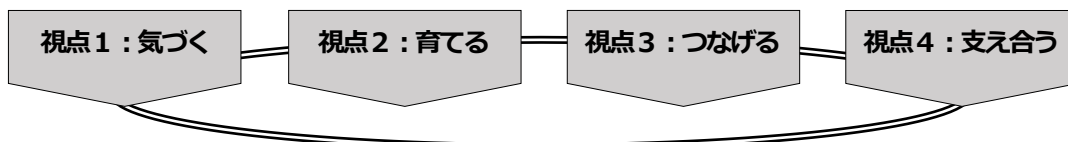
また、地域公共交通の充実など快適な生活環境の整備を進めるとともに、働きやすい環境の整備や医療費や生活にかかる経済的な負担の軽減を図り、誰もが暮らしやすい生活環境を整備します。

3 施策の体系

<基本理念>

一人ひとりが、お互い様の気持ちで支え合う、共に生きていくまち 羽後

<計画推進の視点>



<基本施策>

基本施策1 地域福祉活動の推進

- 1-1 地域のふれあい環境づくり
- 1-2 相談体制の整備・充実
- 1-3 多様な団体とのネットワークづくり
- 1-4 権利擁護の推進

基本施策2 健康づくり、生きがいづくりの推進

- 2-1 保健事業の推進
- 2-2 高齢者の健康づくりの推進
- 2-3 認知症予防の推進
- 2-4 生きがいづくりへの支援

基本施策3 高齢者の生活を支える支援の推進

- 3-1 地域ふれあい活動の推進
- 3-2 高齢者の在宅生活の支援
- 3-3 介護サービスと介護を支える基盤の充実

基本施策4 障がいのある人たちの生活の支援

- 4-1 障がい者支援に関わるサービスの充実
- 4-2 障がい者の生活向上に向けた環境の整備

基本施策5 子育て支援の充実

- 5-1 子育て家庭に対する支援
- 5-2 教育の充実
- 5-3 子どもたちの生きる力づくり
- 5-4 子どもたちの健全育成

基本施策6 暮らしやすいまちづくりの推進

- 6-1 暮らしの安全と安心の確保
- 6-2 快適な生活環境の整備
- 6-3 働きやすい環境の整備
- 6-4 医療負担の軽減
- 6-5 生活にかかる経済的な負担の軽減

第3章 施策の展開

基本施策1 地域福祉活動の推進

1-1 地域のふれあい環境づくり

事業名	事業概要	担当課/関係課
広報うごの発行	毎月1日と15日に町の広報誌を全世帯に配布しています。また、ホームページでも公開しています。	企画商工課
羽後町ホームページ配信	インターネット上にウェブサイトを開設し、町の情報を全国に配信しています。	企画商工課
観光情報メールマガジンの配信	観光客数の増加を目的として、メールマガジンサービスの登録者に対して、町が主催・協賛するイベントに関する情報を配信しています。	企画商工課
保健福祉にかかわる人材育成	保健福祉研修等の機会を増やし、町職員(専門相談員等)の資質の向上を図ります。	総務課

1-2 相談体制の整備・充実

事業名	事業概要	担当課/関係課
弁護士による無料法律相談会 (相談体制の整備)	家庭や金銭問題等の法的助言等を求める町民に対して、弁護士による無料法律相談会を2か月に1回開催しています。	町民課
町民相談室の運営 (相談体制の整備)	町民の苦情、要望及び相談事項を処理するために町民相談室を設置し、相談内容により各課所との連絡調整を行っています。	町民課 / 相談内容事務担当課
児童相談	虐待・不登校等学校からの情報提供や相談、保護者からの相談、個別対応などを行っています。	福祉保健課 / 教育委員会

1-3 多様な団体とのネットワークづくり

事業名	事業概要	担当課/関係課
地域運営組織の形成支援	住みなれた地域での暮らしが継続できるよう、地域の課題(雪おろし、買い物支援、交通対策など)を地域住民が主体となって解決する地域運営組織の形成に向けた啓発等を実施しています。	企画商工課
地域コミュニティ助成事業	住民同士によるコミュニティ活動のうち、地域の課題克服や魅力向上に資すると判断されるものに対して助成金を交付し、地域の活力向上へつながる種々の取り組みを後押ししています。	企画商工課
羽後町工業クラブ、羽後町商工会への情報発信	行政及び関係機関の労働に関する各種支援等について、町内労働関係団体へ情報発信を行っています。	企画商工課
地域コミュニケーションづくりと環境美化の推進 (羽後町花壇コンクール事業)	花壇づくりを通じた地域コミュニケーションや草花を慈しみ育てる心の醸成、環境美化の推進(審査により優秀な団体を表彰)を図っています。	生活環境課
母子寡婦福祉会	母子家庭や寡婦という同じ立場にある方々が、互いに助け合いながら仲間づくりや、生活の向上を目指して、いろいろな活動を行うことができるように、団体の育成(総会、交流会等)支援を行っています。	福祉保健課

1-4 権利擁護の推進

事業名	事業概要	担当課/関係課
母子寮入所関係	DV 等で保護した方の施設入所、入所後の自立支援に係る計画作成、費用の支払いを行っています。	福祉保健課 /町民課
DV 関係	相談支援、施設入所等への対応を行っています。	福祉保健課 /町民課
成年後見制度利用促進基本計画の推進	認知症高齢者をはじめとした判断能力の十分でない成年者の権利を守るため、成年後見制度利用促進基本計画策定し、支援を行っていきます。	福祉保健課

成年後見制度利用促進基本計画

○ 成年後見制度とは

成年後見制度とは、判断能力の不十分な成年者（認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等）を保護し、支援するための制度です。

認知症高齢者や知的障がい者あるいは精神障がい者などの判断能力の不十分な方々は、財産の管理や身上監護についての契約や相続などの法律行為を行うことが困難です。このため、判断能力の不十分な方に代わって契約を締結したり、誤った判断により締結した契約を取り消す権限を成年後見人に付与することができることになっています。

成年後見制度は、民法で規定されていた「禁治産者・準禁治産者宣告の制度」を見直し、平成 12 年（2000 年）4 月 1 日から施行されました。社会福祉の構造改革においても、「措置制度」から「契約制度」へと変わり、利用者自らがサービスや事業者を選択し、契約する制度へと転換が図られました。

法定後見制度は、「後見」「補佐」「補助」の 3 つに分かれており（以下「後見等」という。）、判断能力に応じて選ぶことができます。家庭裁判所が、成年後見人、保佐人、補助人を選任し、本人の代理として法律行為を行ったりすること等により、本人を保護、支援します。

○ 制度の利用促進の方向性

町では、成年後見制度の利用の促進に関する法律及び成年後見制度利用促進基本計画に基づいて、利用者がメリットを実感できるように成年後見制度を総合的かつ計画的に推進します。

また、今後、国から新たな施策や方針が示された場合でも柔軟に対応し、認知症等の高齢者をはじめ、権利行使に不安のある成年者の権利を擁護し、必要なサービスが行き届くよう、社会福祉協議会や関係機関との連絡調整を図りながら、制度の周知と利用促進を図ります。

○ 制度の利用促進に向けた取り組み

施策・事業名	内容・取り組み方向
成年後見制度の普及・啓発	ひとり暮らし高齢者、認知症等の高齢者の増加にともない、今後この制度の利用については増加が見込まれるため、相談や制度についての普及・啓発を進めます。
成年後見制度利用のニーズの把握	成年後見のニーズがどれくらいあるのか把握の方法を検討し、状況の把握に努めます。
相談体制の整備	成年後見制度相談窓口を開設し、住民の相談に対応していますが、今後も利用者が安心して利用できる成年後見制度の相談窓口を定期的に開設します。
市民後見人の育成	住民の中から成年後見人候補者等を育成し、成年後見制度の円滑な運営を図るように努めます。また、研修を修了した後も、成年後見の実務を習得し、スキルの向上ができるような機会を設けるよう検討します。
審議会、中核機関の設置検討	成年後見制度の利用の促進に関し、基本的な事項を調査審議するための審議会や、全体のコーディネートを行う中核機関の設置について関係機関と協議・検討します。
地域連携ネットワークの構築	住民の権利擁護の支援のための地域連携ネットワークの構築に努めます。このネットワークにおけるチーム及び専門職団体による支援体制などの整備にあたっては、各地域における地域ケア会議、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づく協議会、あるいは地域福祉計画に基づき地域活動を行う各種機関・協議会等、地域福祉や地域包括ケアシステム等、既存の資源・仕組みを活用し、連携を図りつつ進めます。
成年後見制度利用支援事業	重度の認知症等により判断能力が十分でなく、成年後見人となる親族がいないことで、日常生活の意思決定の不安や、介護保険サービス等の利用に支障がある高齢者や知的障がい、精神障がいのある方を対象に、成年後見等開始審判申立てを町長が行い、その申立てに要する費用及び成年後見人等への報酬費用の助成を町長が必要と認める者に対して行います。
日常生活自立支援事業の利用促進	判断能力が十分でない、高齢者や知的障がい・精神障がいのある方などに対し、社会福祉協議会が実施する福祉サービスの利用援助や日常生活上の手続援助、日常的な金銭管理、書類等の預かり等の支援を行うサービスについて、制度を周知するとともに、利用が必要と思われる方をサービス利用へとつなげていきます。

基本施策2 健康づくり、生きがいつくりの推進

2-1 保健事業の推進

事業名	事業概要	担当課/関係課
成人保健対策	<p>羽後町における死因の6割以上はがん、脳卒中、心臓病などの、いわゆる生活習慣病で占められています。ことに脳血管疾患や心疾患の循環器疾患の死亡率が高く、特に若年者の脳出血の死亡率が他市町村に比較して多いことがあげられます。また、各健(検)診の受診率が県内でも低い位置にいます。ここでも大きな課題となっています。そこで、今年度も健康づくりポイント事業(はっぴーポイント)を継続し、今まで健(検)診を受けていない人にも関心を持ってもらい、健康の大切さや健康に対する認識を高められるよう支援します。</p> <p>また、増え続けている糖尿病についても糖尿病重症化予防プログラムを推進し、町立羽後病院や各医療機関との連携を強め、きめ細かに実施していきます。</p> <p>町民が、生涯にわたって心身ともに健やかで生きがいをもって暮らすことができる健康長寿社会を目指します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1)健康診査・検診 2)健康教育 3)健康相談 4)がん対策 5)特定健康診査・特定保健指導 6)健康寿命延伸事業 7)糖尿病重症化予防 8)介護予防事業 9)家庭訪問 10)栄養指導 	福祉保健課
母子保健対策	<p>少子化の進行など母子を取り巻く環境の変化にともなう種々の課題に対応していくため各種事業を進めていきます。</p> <p>妊娠期から子育て期にわたるまでの様々な問題や悩みに対応し、すべての子どもが健やかに育ち、子どもを育てる保護者が安心して子育てができるように支援していきます。</p>	福祉保健課

事業名	事業概要	担当課/関係課
感染症対策	<p>感染症は人・物の移動、開発等による環境変化、社会活動様式の変容などにより、大きく様変わりしています。これまで知られなかった感染症(新興感染症)や近く克服されるかにみえていた感染症が再び脅威を与えて(再興感染症)いるという状況が出現しています。このような現状について、正しい知識を情報提供することが重要となってきました。感染症の予防推進のため健康教育、健康相談、予防接種事業を実施するなど対策を講じていきます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 予防接種(予防接種法における定期の予防接種)推進 2) 健康教育 3) 健康相談 4) 結核予防(複十字シール運動)とハンセン病対策(慰問等) 5) 肝炎ウイルス検診 	福祉保健課
歯科保健対策	<p>歯科保健に対するの関心は高いと思われませんが、成人や妊婦歯科健診、平成 26 年度から始まった幼児期のフッ素塗布事業、2歳児歯科健診の医療機関方式の健診の受診率は横ばいとなっています。むし歯や歯周病などで、口の健康を損ねることは、糖尿病や心疾患など全身に影響を及ぼすことが分かってきています。口腔の健康の大切さを再認識してもらい、8020運動など、生涯を通じての歯科保健対策を推進していきます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 歯科健康診査 <ul style="list-style-type: none"> ・成人節目健康診査・後期高齢者歯科健康診査 ・幼児歯科健康診査・妊婦歯科健康診査 2) フッ化物洗口事業(こども園・保育所・小学校・中学校)※巡回指導・歯科保健指導 3) フッ化物塗布事業(1歳6か月児・2歳児・3歳児) 4) 健康教育(口腔衛生指導等) 5) 健康相談 6) 親子のよい歯のコンクール事業 7) 8020運動の推進(「8020認定」推薦等) 8) 20歳からの歯科保健事業 	福祉保健課

事業名	事業概要	担当課/関係課
精神保健対策	<p>ストレス対策を含めた心の健康づくり対策を推進していきます。</p> <p>社会問題化している不登校、家庭内暴力など児童・思春期の問題やひきこもり等の心の問題に対応していくために地域での支援体制を強化していきます。</p> <p>自殺予防対策についてはこれまでの事業を継続し、「羽後こころの和の会」との連携を図りながらより一層充実した活動になるよう努めていきます。</p> <p>特に今年度は自殺対策に係る状況を把握し、町の課題や対策など、基本的方針や目標を定めることを目的とした「自殺対策計画」を策定します。</p> <p>1) 地域自殺対策緊急強化事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ①心の健康づくり講演会 ②傾聴ボランティア「羽後こころの和の会」連携事業 ③心の健康づくり研修会 ④自殺予防キャンペーン(自殺予防週間・いのちの日・秋田県いのちの日) ⑤相談体制の充実 ⑥情報提供・啓発事業(カレンダー作成) ⑦心の健康な町づくり対策連絡協議会 ⑧セルフケア事業 ⑨高齢者の心の健康づくり事業 <p>2) 自殺対策計画策定</p> <p>3) 家庭訪問</p> <p>4) 健康教育・相談</p>	福祉保健課
健康危機管理対策	<p>考えられる災害などの危機意識の保持、防災知識の啓発に努めます。</p> <p>※高病原性鳥インフルエンザ等を含む</p>	福祉保健課

2-2 高齢者の健康づくりの推進

事業名	事業概要	担当課/関係課
ニュースポーツ教室	ニュースポーツを通して心身のリフレッシュや体力向上を図ります。	福祉保健課
若竹げんきクラブ	認知症予防活動として、東京都老人総合研究所で開発された認知症の発症遅延を目的としたウォーキングプログラム、旅行プログラム、料理プログラムを地域包括センターのスタッフとともに、年間を通して体験し、定期的なファイブ・コグ検査を受けています。	地域包括支援センター
ウェブリハ	通信機器を利用し、秋田大学大学院の理学療法講座の先生より運動指導を受けています。	地域包括支援センター
うご脳若返り教室	公文式などの教材を使って月1回行っています。	地域包括支援センター
高瀬体操教室	羽後病院の理学療法士による運動指導教室です。高瀬ケアセンターを会場に行っています。	地域包括支援センター

2-3 認知症予防の推進

事業名	事業概要	担当課/関係課
認知症カフェ	認知症の人やその家族が、地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合うことを目的に町内3か所で認知症カフェを運営しています。	地域包括支援センター
ハッピー運転教室認知症カフェ	認知症カフェと高齢者運転教室を同時に実施しています。またコグニサイズも実施しています。(参加費3,000円)	地域包括支援センター
認知症サポーター養成講座	各事業所にあったDVDを使用した認知症サポーター養成講座を開催しています。	地域包括支援センター

2-4 生きがいづくりへの支援

事業名	事業概要	担当課/関係課
各種の生涯学習事業・講座の推進	新しい時代に即応する多様化する学習需要への対応と、生涯学習活動の推進を図っています。	中央公民館
地区公民館活動の充実	地域においてもっとも身近な施設である公民館を拠点に健康増進、交流活動の充実を図っています。	中央公民館
地域と連携した活動の推進	地域や学校と連携し、安全・安心で明るく住みよい地域の実現を目指しています。	中央公民館

基本施策3 高齢者の生活を支える支援の推進

3-1 地域ふれあい活動の推進

事業名	事業概要	担当課/関係課
訪問や見守りを充実 (事業名：移動販売事業)	安全安心まちづくりパトロール隊が巡回するひとり暮らし高齢者への町内移動販売事業者による生鮮食料品等の御用聞き及び見守りを行っています。 【移動販売車車検諸費用の50%(上限5万円)を補助】	生活環境課 /社会福祉協議会
笑顔のつどい	地域公民館等でおおむね70歳以上のひとり暮らし高齢者等を対象に、軽い運動や講演会等を開催し、閉じこもり予防や社会的孤立感の解消等を図っています。	福祉保健課
花いっぱい運動	閉じこもり、認知症予防を目的に、老人クラブ加入高齢者による花の植栽活動を支援しています。	福祉保健課
うごまち SOS よりそいネットワーク事業	認知症高齢者の方を地域で見守る体制作りを目的として、徘徊役2名が歩いているところに地域の方が声掛けを行い通報する訓練を行っています。	地域包括支援センター
高齢者に声をかける日事業	11月15日から21日までの1週間を町民が高齢者に優しい言葉をかける「チャレンジウィーク」として声かけ運動を行っています。	地域包括支援センター
老人クラブ団体の運営支援	羽後町老人クラブ連合会等の事務局を担当し、適正かつ円滑な運営・発展を支援しています。	福祉保健課
老人クラブ助成事業	各単位クラブの運営支援を目的とする助成金を支給しています。	福祉保健課
ふれあい安心電話システム推進事業	ひとり暮らし高齢者等に対し、緊急通報装置を設置し、緊急時の対応の迅速化、平時の相談手段の確保を行っています。	福祉保健課 /社会福祉協議会
長寿祝い金	88歳、100歳を迎えた方に祝い金を贈呈しています。	福祉保健課
敬老会	75歳以上を対象に町内7地区で敬老会を開催しています。	福祉保健課
金婚式	金婚を迎えた夫婦を対象に祝い品を贈呈し、祝賀会を開催しています。	福祉保健課

3-2 高齢者の在宅生活の支援

事業名	事業概要	担当課/関係課
一人暮らし 温泉入浴サービス	定期的な温泉入浴と食事の機会を設け、健康で健全な生活の維持を図っています。	福祉保健課
高齢者配食サービス	加齢や心身の障がいにより調理が困難となっている高齢者世帯を対象として、最大週3回夕食を提供する事業です。(田代・仙道地区は週1回、パトロール隊が届けています。)翌日に容器を回収しながら見守りも兼ねて行っています。	福祉保健課
羽後町福祉除雪サービス事業	高齢者等自力で除雪が困難な世帯に対し、除雪車が置いていった雪塊を除去するサービスを行っています。	福祉保健課 / 社会福祉協議会
羽後町雪下ろし助成事業	自力で屋根の雪下ろしが困難な高齢者等で構成される低所得世帯に対し、雪下ろしにかかった費用の一部を助成しています。	福祉保健課

3-3 介護サービスと介護を支える基盤の充実

事業名	事業概要	担当課/関係課
在宅介護慰労金	在宅で重度(要介護3～5)の要介護者を常時介護している家族に慰労金を支給しています。	福祉保健課
在宅介護者慰労会	重度の要介護高齢者を介護する家族相互の交流を通じ、心身のリフレッシュを図っています。	福祉保健課
家族介護慰労金	要介護4または5に認定された方、及びこれらに相当すると認められる在宅の高齢者を介護している家族に介護慰労金を支給しています。	福祉保健課
家族介護者教室	要介護高齢者を介護する家族へ介護知識、介護の技術習得等を図るために開催しています。	地域包括支援センター
まめまめくらぶ	介護予防事業の一つとして血圧測定、健康相談、体操、物忘れチェックなどを行っています。	地域包括支援センター 福祉保健課
補装具、日常生活支援用具支給業務	補装具、日常生活支援用具の支給決定を行っています。	福祉保健課
老人保護措置費	養護老人ホームへの入所措置、費用徴収を行っています。	福祉保健課

基本施策4 障がいのある人たちの生活の支援

4-1 障がい者支援に関わるサービスの充実

事業名	事業概要	担当課/関係課
障害福祉	ヘルプマーク・ヘルプカード、障害者相談会、障がい者等用駐車区画利用証、手話通訳、有料道路障害者割引、NHK受信料免除、障害者通所交通費等の障がいを持つ方が地域社会で生活するために必要な支援を行っています。	福祉保健課
障害福祉サービス	障害福祉サービスを希望する児者からの相談に応じ、必要とするサービスの支給決定を行っています。また、圏域事業所との連携を密にすることでサービスを利用しやすい環境を整えています。	福祉保健課
地域生活支援事業	日中一時支援等の支給決定を行っています。また、圏域事業所との連携を密にすることでサービスを利用しやすい環境を整えています。	福祉保健課
自立支援医療業務	自立支援医療(更生医療、育成医療、精神通院)の申請を受け付け、各機関に進達または審査を行っています。	福祉保健課
障害者手帳申請進達業務	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付申請を受け付け、各機関に進達しています。	福祉保健課
特別障害者手当	申請の受付、所得額確認、南福祉事務所への進達を行っています。	福祉保健課

4-2 障がい者の生活向上に向けた環境の整備

事業名	事業概要	担当課/関係課
障害者雇用の促進	「障害者が地域の一員として共に暮らし、共に働く」共生社会の実現のため、障がい者の雇用促進を図っています。	総務課
手をつなぐ親の会	知的障がい者と保護者の会です。総会、レクリエーション等を実施しています。	福祉保健課
障害者差別解消法に係る対応	相談・事案対応等を行っています。	福祉保健課
障害者虐待防止法に係る対応	相談・事案対応等を行っています。	福祉保健課
身体障害者福祉協会	身体障害者手帳の交付を受けた者から成り、相互の福祉を増進し、自ら進んでその障がいの克服に努め、その能力の伸長を図り、生活の向上をせしめることを目的とした会です。総会、つどい等を行っています。	福祉保健課

基本施策5 子育て支援の充実

5-1 子育て家庭に対する支援

5-1-1 保育サービスの充実

事業名	事業概要	担当課/関係課
へき地保育所の運営	明治へき地保育所の運営を行っています。	福祉保健課
子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育てに関連する取り組みについて、計画の策定・見直し(ニーズ調査含む)を行っています。	福祉保健課 /教育委員会
多様な保育サービスの提供	延長保育・病後児・一時預かりによる子育て支援の充実を図っています。	福祉保健課
保育施設の維持管理	こども園(5園)、病後児施設、子育て支援センター、保育所の8施設について、建物の修繕や設備整備等の維持管理を行っています。	福祉保健課

5-1-2 子育て家庭への経済的支援

事業名	事業概要	担当課/関係課
児童手当	0歳～中学校卒業までの子を持つ親を対象に手当を支給しています。	福祉保健課
児童扶養手当	親に障がいがある家庭やひとり親家庭を対象に手当を支給しています。	福祉保健課
未来の宝応援給付金	第3子以降の子を持つ親を対象として給付金を支給しています。	福祉保健課 /企画商工課
チャイルドシート購入補助金	1年以内に購入したチャイルドシートの半額(上限10,000円)を助成しています。	福祉保健課
就学援助制度	経済的な理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して給食費、学用品費などの一部を助成しています。	教育委員会

5-1-3 障がい児を持つ家庭に対する経済的支援

事業名	事業概要	担当課/関係課
特別児童扶養手当	障がいの子を持つ親を対象に手当を支給しています。	福祉保健課
特別支援教育就学奨励費補助金	特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、保護者の所得状況に応じ、就学に必要な経費を支給しています。	教育委員会

5-1-4 ひとり親家庭の自立支援

事業名	事業概要	担当課/関係課
ひとり親生活福祉資金等の貸付相談	就労に必要な技術習得のための資金、就学に必要な資金、住宅の改修に必要な資金、その他一時的に必要な資金等を貸し付けるひとり親生活福祉資金等の貸付相談を行っています。	福祉保健課
ひとり親家庭等住宅整備資金の貸付相談	ひとり親家庭の福祉の増進を図るため、ひとり親家庭等住宅整備資金の貸付相談を行っています。	福祉保健課

5-1-5 その他サービス

事業名	事業概要	担当課/関係課
家庭教育講座	親子で、妊娠や出産の仕組みを学ぶことを通して、命の大切さを考え、命の尊さを学び、自尊感情を育むことを目指して開催しています。	教育委員会
妊娠中からの子育て支援事業	出産後の子どもの養育について、出産前より支援が必要な妊産婦が対象として支援を行っています。	福祉保健課
要保護児童対策	関係機関と連携して要保護児童の保護を適切に行っています。	福祉保健課
社会福祉法人の指導監査	町内社会福祉法人の適正な運営を指導します。	福祉保健課

5-2 教育の充実

事業名	事業概要	担当課/関係課
学校生活支援員配置事業	町内小・中学校に在籍する特別な支援を要する児童生徒に対し、学校生活のサポート、学習の支援を行うために学校生活支援員を配置しています。	教育委員会
確かな学力向上推進事業（ステップアップ教室）	夏・冬休み期間中の生徒に対し、快適な学習空間を提供するとともに学習支援体制を構築し、基礎・基本の確実な定着及び学習習慣の維持・向上を目指す学習教室を開催しています。	教育委員会
放課後子ども教室（わくわく教室）	放課後等に学校の余剰教室等を利用し、地域住民等の参画を得て、児童を対象とした学習活動や体験活動等の機会を提供しています。	教育委員会
わくわく土曜教室（わくわくサタデー）	土曜日に、すべての子どもたちを対象とした、多様な地域人材による学習支援を実施しています。	教育委員会

5-3 子どもたちの生きる力づくり

事業名	事業概要	担当課/関係課
キャリア教育イベントの開催・支援	子どもたちのキャリア形成支援のため、産官学が連携し、職業体験イベントや地域の仕事を認知する取り組みを行っています。	企画商工課
ふるさと・キャリア教育推進事業	地域や企業等との連携に基づく体験活動や生産活動、職場体験等を通して、ふるさとに根差したキャリア教育を推進し、基礎的・汎用的能力を育成していきます。	教育委員会
子どもふるさと体験交流事業	小学校4年生を対象として交流会を実施し、5年生においては保呂羽山宿泊体験を実施しています。これらの活動を通じ、規範意識やふるさとを愛する心情を育てていきます。	教育委員会

5-4 子どもたちの健全育成

事業名	事業概要	担当課/関係課
放課後児童健全育成	放課後に共働きなどで保護者が不在となる家庭を対象に、家庭との連携を図りながら保護者等が帰宅するまでの間、児童の保護、遊びを主とする児童の健全な育成の支援を行います。	福祉保健課
子どもの貧困対策整備計画	子どもの貧困対策に関わる取り組みについて、計画の策定・見直し（ニーズ調査含む）を行います。	福祉保健課

基本施策6 暮らしやすいまちづくりの推進

6-1 暮らしの安全と安心の確保

6-1-1 交通安全対策の推進

事業名	事業概要	担当課/関係課
交通安全教育の推進 (交通安全ペンギンクラブ事業、交通安全教室等)	こども園等の保護者で組織する「羽後町ペンギンクラブ」との交通安全ミニキャラバン、各小中学校での自転車交通安全教室など、幼少期・少年期からの交通安全教育を実施しています。	生活環境課 /福祉保健課、 教育委員会
登下校児童の見守り活動の推進 (安全・安心まちづくり活動助成金事業)	登下校時の見守り活動、各小学校区の危険マップの作成と配布、防犯用品の支給などによる通学児童の安全確保の推進を図っています。	生活環境課 /教育委員会、 中央公民館

6-1-2 防災対策の推進

事業名	事業概要	担当課/関係課
住民への災害危険箇所の周知促進	改定された雄物川の浸水想定区域及び土砂災害計画区域等を表示した災害マップ(ハザードマップ)の作成及び全戸配布を行っています。	生活環境課
要配慮者施設の避難行動計画策定支援	浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の高齢者・保育施設等の要配慮者施設の利用者が、安全に避難するための避難確保計画の策定支援を行っています。	生活環境課 /福祉保健課
避難行動要支援者の避難体制の確保	災害時に自力避難が困難な避難行動要支援者の名簿の作成及び適宜な見直し、避難支援等関係者と連携した個別計画の策定の推進を行っています。	福祉保健課 /生活環境課
要配慮者に対応可能な避難所の拡大及び医療供給体制の確保	避難所における福祉避難所の確保及び福祉関連施設との災害協定による福祉避難所への指定の推進、迅速かつ的確な災害医療活動実施のための医療機関等との連携体制の整備を図っています。	福祉保健課 /生活環境課、 羽後病院
防災・避難情報等の伝達機能の充実	防災行政無線及び登録制メールのほか、新たな伝達機能の整備による防災・避難情報等の充実(情報伝達の多重化)を図っています。	生活環境課
全国瞬時情報システム(J-ALERT)や安否情報システムの活用	武力攻撃・自然災害におけるJ-ALERTによる避難情報の伝達、親族等による安否情報の請求に対する安否情報システムの活用による避難住民の個人情報提供を行っています。	生活環境課
災害ボランティア活動の支援体制の充実	避難者の生活支援、避難行動要支援者及び被災者の生活維持・再建などに必要な災害ボランティアの受け入れ、効果的な活動のための関係機関との連携及び環境整備の推進を図っています。	生活環境課 /福祉保健課、 社会福祉協議会
災害時要援護者の救援等のための台帳等の整備	災害時の要援護者救援等のため台帳と個別支援計画を整備しています。	福祉保健課 /生活環境課

6-1-3 防犯対策の推進

事業名	事業概要	担当課/関係課
犯罪被害者への経済的支援、福祉サービスの提供等の充実 (犯罪被害者見舞金支給事業)	犯罪被害者等への経済的支援、福祉サービス提供等による精神的負担の軽減を図っています。 【遺族見舞金 300 千円、障害見舞金 100 千円】	生活環境課 /福祉保健課
消費生活相談と被害防止のための注意喚起の推進 (消費生活相談事業)	特殊詐欺や訪問販売等の消費生活に係るトラブルに対する窓口相談、困難事例の秋田県消費センター等の専門機関への継承、被害防止や注意喚起のための広報誌への掲載や防災行政無線による注意喚起を実施しています。	生活環境課
防犯体制の充実	防犯協会、警察、防犯指導員が連携した防犯パトロールの実施及び防犯情報の周知を図っています。	生活環境課
安全・安心な街づくりパトロール隊事業	要援護高齢者世帯等を週1回程度訪問し、安否確認や困りごと相談等を行っています。	福祉保健課 /社会福祉協議会

6-2 快適な生活環境の整備

事業名	事業概要	担当課/関係課
地域公共交通の充実 (生活バス路線維持費補助金・地域公共交通運行事業費補助金)	車の運転ができない高齢町民等の通院・買物等の移動手段を確保するための乗合タクシー及び生活路線バスの運行を行っています。	生活環境課
良好な水環境の実現 環境衛生の向上	下水道または農業集落排水への接続に必要な不可欠な公共負担金の一部または全額を減免する制度です。 ・老人ホーム、保育園など社会福祉施設 75% ・小学校、中学校などの学校施設 75% ・生活保護世帯 100% ・高齢者のみの世帯 100%	建設課
農業集落排水処理施設の普及及び環境衛生の向上 (高齢者世帯向け)	老人福祉法第5条の4に規定する65歳以上かつ農業集落排水処理区域内における高齢者世帯を対象に設備工事の一部を助成する事業です。 (要件) ・水洗便所や生活污水を排水施設に排除するための改造工事及びこれにともなう付帯工事 (助成の額) ・高齢者世帯の一人につき個人負担5万円(一世帯につき10万円を限度とする。) ・一世帯あたり400千円を限度とする。	建設課
農業集落排水処理施設の普及及び環境衛生の向上 (障がい者世帯向け)	農業集落排水処理区域内であって、身体障害福祉法第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者が同居する世帯を対象に設備工事の一部を助成する事業です。 (要件) ・水洗便所や生活污水を排水施設に排除するための改造工事及びこれにともなう付帯工事 (助成の額) ・一世帯あたり300千円を限度とする。	建設課

6-3 働きやすい環境の整備

事業名	事業概要	担当課/関係課
無料職業紹介所の運営	町民や移住希望者に対して、就職相談・斡旋等を行い、就業機会の安定的な確保を図っています。	企画商工課
県労働環境担当部局からの情報把握	国や県などの労働環境に関する各種支援等の情報を適宜把握し、必要に応じて各企業や住民へ情報提供を行っています。	企画商工課

6-4 医療負担の軽減

事業名	事業概要	担当課/関係課
福祉医療費の支給 (経済的支援の取り組み)	児童・ひとり親家庭・障がい者等の医療費の経済的支援として、医療費の自己負担分を町で負担し無料としています。(一部対象者は所得制限により適否あり) <対象者> ①中学校終了年度の3月31日までの児童 ②ひとり親家庭の児童で18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童 ③療育手帳(A)または身体障害者手帳(1～3級)を所持者する障がい者 ④65歳以上で身体障害者手帳(4～6級)を所持者する障がい者	町民課
乳幼児入院給食費助成 (経済的支援の取り組み)	入院を必要とする乳幼児(3歳未満)の食事代を助成し、子育て家庭の経済的支援を行っています。	町民課
人間ドック・心臓ドック・脳ドックへの補助 (健康づくりへの支援)	疾病の早期発見・早期治療に資するため、各ドックに補助金を支給し健康増進を図ります。	町民課
がん検診の自己負担分を助成	各検診の節目年齢に自己負担分を助成しています。	福祉保健課
がん患者医療用補正具助成	医療用ウィッグや乳房補正具などの購入に対して、1万円を上限として助成しています。	福祉保健課
妊産婦検診および精密検査、妊婦歯科健診、母乳育児相談	妊産婦健診 22回(産後1か月・母乳育児・精密検査を含む)、歯科健診1回を助成しています。	福祉保健課
特定不妊治療費・男性不妊治療費助成	治療1回につき15万円を限度として、年間3回まで助成しています。	福祉保健課
一般不妊治療・不育症治療費助成	1組の夫婦に対して1年度あたり10万円を限度として助成しています。	福祉保健課
はり・きゅうマッサージ施術費助成	65歳以上の方を対象に、施術1回につき千円を1年度につき6回まで助成しています。	福祉保健課
未熟児養育医療給付	母子健康法第20条に基づき、生出児体重2000g以下、または、生活力が特に薄弱と認められた乳児で、医師が入院養育の必要を認めた児について、その医療費を支給しています。	福祉保健課
自立支援医療(育成医療)給付	18歳未満の児童で、身体上の障がいを有するか、現存する疾患を放置すると将来において障がいを残すと認められる方が、生活の能力を得るために必要な医療費を支給しています。	福祉保健課

6-5 生活にかかる経済的な負担の軽減

事業名	事業概要	担当課/関係課
独居老人世帯の水道料金の減免	65歳以上の独居老人世帯について、水道基本料金を引き下げ、負担を軽減しています。	水道課
軽自動車税の身障者減免	要綱に定められた程度の障がいを持つ身体障がい者等が所有し、身体障がい者等本人または家族・常時介護者が運転する軽自動車税を全額免除しています。	税務課
軽自動車税の構造減免	身体障がい者等のために構造を改造した軽自動車税を全額免除しています。	税務課
軽自動車税の公益減免	公益社団法人、公益財団法人または社会福祉法人が所有し、公益の事業に使用する軽自動車税を全額免除しています。	税務課
町民税・固定資産税の減免	町民税：生活保護法の規定による保護を受けるもの 固定資産税：貧困により生活のため公私の扶助を受ける者の所有する固定資産税を減免しています。	税務課

第4章 社会福祉協議会における事業展開

行政計画である「地域福祉計画」に掲げられた基本理念の実現に向けて、民間計画である「地域福祉活動計画」においては社会福祉協議会が中心となって、行政や地域の諸団体、関係機関と連携しながら以下のような事業に取り組んでいきます。

1 地域福祉推進に向けた環境づくり

【重点的な取り組み】

多くの住民が主体的に地域のニーズに関心を持ち、その解決に向かって行動する「我が事、丸ごと」の地域福祉活動の実現を目指し、小地域活動を支援するなど啓発に努めます。また、制度の狭間にある要支援者に対して、アウトリーチを含めた総合的な相談援助の充実を図ります。

数値目標：町内の居場所サロン設置 40 力所

事業名	事業概要
福祉ネットワークづくり（連絡会含む）	社協役員・支会役員・民生委員等に諸連絡会を開催し、ネットワークやコミュニティワークの講演や実践を交えて情報交換や問題点、大切さを学んでいます。
福祉団体等との連携	羽後町内にある福祉関係団体（民生児童委員協議会、老人クラブ連合会、身体障害者福祉協会、母子寡婦協会）については、町福祉保健課で事務等を行っており、町と協議しながら連携を図っています。 また、各団体の総会にも出席し、お互いの事業内容についても協力体制を図っています。
社会福祉大会	地域福祉の推進をテーマに開催しており、長年にわたり社会福祉に貢献された方々への表彰、大会宣言の承認等の式典、体験発表など講演、ボランティアによる舞踊や郷土芸能などアトラクションを行う事業です。
憩い・ふれあいの場の設置	誰でも気軽に集まることができる居場所づくりを推進します。
総合相談事業	町民の様々な相談に応じ、場合によっては関係機関と連携を図りながら問題解決につなげています。 また、土曜日も午前8時30分から午後5時15分まで職員を配置し、電話相談や窓口相談を実施しています。
コミュニティソーシャルワーカー	パトロール隊を中心にアウトリーチを行う職員を養成し、地域住民に対する相談援助や課題の把握に努めます。
福祉教育の推進	居場所づくりや学校との連携事業等を通して、住民に福祉について啓発する機会を増やしていきます。

2 ボランティア活動の支援

【重点的な取り組み】

ボランティア団体連絡協議会の活動を中心としながらも、地域支え合い活動を通して町内のボランティアに興味のある個人にも積極的に活動への参加を呼びかけ、少しずつの助け合いが広まるよう努めます。また、災害ボランティアセンター運営についても定期的な体制の整備に努め、万が一に備えます。

事業名	事業概要
ボランティア団体連絡協議会への支援	羽後町ボランティア団体連絡協議会に担当職員を配置し、事務的支援や活動費の助成を行い、各ボランティア団体、個人ボランティアとの連絡調整も行っています。 また、ボランティア連絡協議会の事業である「自殺予防・心といのちを考える講演会」など積極的に実施しています。
ボランティアの受け入れや職場体験の受け入れ	ちょっとしたボランティアを希望する町民への支援を検討していきます。 また、町内の小中高校の施設ボランティアの介護体験、施設慰問など積極的に受け入れています。 職場体験については、五輪坂デイサービスセンターを中心に大学生や専門学校生の他、中学生や高校生の職場体験も受け入れています。
災害ボランティアセンター設置運営体制の整備	大地震、暴風雨などにより災害が発生した場合の復興支援等ボランティアの受け入れのためのセンター設置運営マニュアルを策定し、災害時にマニュアルに沿った運用ができるようにしています。 災害ボランティアセンターは災害が発生した場合の一時的なセンターであり、通常のボランティアの受け入れとは異なるものとなります。

3 日常生活の支援

〔重点的な取り組み〕

要支援世帯の増加に対して担い手の不足が課題となっているため、除雪などの日常生活に支援を必要とする世帯へ、適切な対応が可能なシステムの構築を行政と協議していきます。

事業名	事業概要
高齢者世帯等の除排雪の支援	除排雪の支援(福祉除雪サービス事業)については、シルバー人材センター会員が、75歳以上の高齢者のみの世帯で除雪が困難な世帯に町から委託を受け、安全な通路(道路に面した出入口おおむね1.8メートル幅)を確保するため除雪車によって排雪された雪塊を取り除く作業を行っています。 担い手不足にともなう新たなシステムの構築を行政と検討(協議)します。
除雪ボランティアの登録および活動事業	シルバー人材センター会員による福祉除雪サービス事業や雪下ろしなどの現在実施済みの事業とは別に、高校や中学生または一般のボランティアに登録してもらい、除雪が困難な高齢者のみの世帯の除雪をしてくれるボランティアの登録をお願いし、必要に応じて依頼する事業です。
除雪機貸し出し事業(高齢者等要援護世帯)	高齢者等要援護世帯の冬期間の降雪時期に安全な通路の確保を目的に、燃料のみを負担していただき、登録会員や集落単位に無料で除雪機の貸し出しを行う事業です。
福祉バス運行管理事業	福祉バスの使用許可申請の受付を行い、町や福祉等関連団体の登録団体に、移送を目的に貸し出しています。車検の手配など車両管理も実施しています。 なお、車両の運転は、町職員が行っています。
福祉有償運送事業	シルバー人材センターが、町で設置されている「羽後町福祉有償運送事業運営協議会」により平成17年から事業の町補助を受け、障がい者用リフトカーの陸運支局登録車で、町内在住の介護保険認定者や障害者手帳保持者で車椅子かストレッチャーでしか移動できない方を対象に、通院や施設移動などを有償で実施する事業となっています。(運転手については、第2種自動車運転免許所持者)

4 高齢者・障がい者への支援

〔重点的な取り組み〕

介護を必要とする高齢者・障がい者に適切なサービスを提供できるよう、職員の資質向上に努めます。また職員確保のための処遇改善を含めた体制の整備についても実施していきます。

事業名	事業概要
介護保険認定調査の受託	居宅介護支援事業所の介護支援専門員のうち、県が実施する認定調査員研修修了者で県に登録されている者が、介護保険要介護認定調査の第一次判定材料として、介護保険要介護認定調査の依頼を受けた対象者の ADL(歩行などの日常生活動作)、IADL(洗濯や買い物などの手段的日常生活動作)や認知機能等(物忘れなど)の調査を実施する事業です。
居宅介護支援事業	町民の介護保険要介護認定者を対象に、介護保険法の理念に基づき、要介護状態になった場合でも、本人が有する能力に応じ、可能な限り住み慣れた自宅(居宅)において、日常生活を営むことができるよう本人の自己決定に基づき、居宅サービスを提供し、自立した生活を営むことができるように配慮を前提に居宅サービス計画(ケアプラン)を作成する事業です。
介護職員受託事業	介護保険法の理念に基づき、要支援、要介護状態にある高齢者等(障がい者含む)に対し、利用者の心身の状況、環境等を踏まえ、支援を行う事業です。 通所:入浴介助、食事介助、機能訓練、趣味活動、送迎など 在宅(居宅):生活援助、身体介護 また、特別養護老人ホーム松喬苑、小規模多機能型居宅介護田代福祉センター、高瀬ケアセンターの介護業務等の一部を受託して行っています。
身体障害者・知的障害者(児)・精神障害者居宅生活支援事業	精神障がい者の契約者に対し、居宅で介護が必要な場合にホームヘルパーを派遣し、利用者が可能な限り居宅においてその能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう身体介護や生活援助を行う事業です。
日常生活自立支援事業(福祉サービス利用援助事業)	物忘れが多くなった認知症高齢者や知的障がい者・精神障がい者など判断能力が十分でない方を対象に、福祉サービスの利用についての情報提供、利用のための手続き、料金の支払い等、日常的な金銭管理を行い安心して生活がおくれるように支援しています。
福祉用具短期間貸出事業	町民を対象に福祉用具(車椅子)を介護保険等要介護認定前に借用したい利用者やけが等により短期間(最長1か月)使用しなければならない利用者に無料で貸し出す事業です。

5 交流、生きがいづくりの推進

〔重点的な取り組み〕

変化する社会情勢やニーズを適切に把握、分析し、これまでの事業の対象者に限ることなく、すべての世代についてより適切な形での事業の実施を検討していきます。

事業名	事業概要
さくら草の会への支援	町内のおおむね 65 歳以上の高齢者でひとり暮らしの会員を年3回(総会、秋の芋煮会、冬のお楽しみ会)、町内の温泉施設で健康講話や漫談、会員同士のカラオケなどを実施しながら、食事を楽しんでもらっています。 他団体で行っている同様の事業も勘案し、対象者の拡大や実施方法の見直しなども検討しながら継続して取り組んでいきます。
福祉茶話会の充実、福祉座談会の開催	福祉茶話会は、支会を中心に高齢者の集う場所として集落単位で会館や公民館を借用し、映写会や舞踊、日頃思っていることを話し合いながらお茶や食事を楽しむ会となっています。 また、地域の福祉のことについて意見交換を行う福祉座談会を開催しています。
高齢者生きがい対策（シルバー人材センター会員）	おおむね 60 歳以上の登録会員を対象に、町や民間から依頼を受けた業務(草刈り、冬囲い等様々)を受注し、職種ごとに登録した内容に合致した会員にセンターが依頼し、業務にあたってもらっています。 会員の生きがい対策として実施していますが、長年培ってきた経験や資格を生かすことができる事業となっています。
出会い婚活事業への協力	秋田県社会福祉協議会でも、若者の定着と未婚者の出会いの場の提供、結婚を支援するため秋田県結婚支援センターに助成等しながら連携を図っていますが、当協議会においても町内で婚活事業を行っている団体と連携を図り、未婚の若者の出会いの場を提供する事業を関連団体と行っています。
長期不就労者対策事業	青年層の居場所づくりを中心に、より効果的な支援方法を検討していきます。また、障がい者(児)、不登校児や高齢者等との交流についても検討していきます。

6 生活の再建、健全化に向けた支援

【重点的な取り組み】

生活困窮者への資金的な支援はもちろんのこと、多機関と連携しながら自立に向けた伴走型の相談援助を実施できるような体制を整備します。

事業名	事業概要
たすけあい資金貸付事業	町民の生活困窮者等がつなぎ資金として生活費等5万円を限度として、担当民生委員と連携を図り、無利子で貸付を行う事業です。
生活福祉資金貸付事務事業	秋田県社会福祉協議会の委託を受けて、生活支援資金や緊急小口資金の貸付事務(手続き等経由事務)を行っている事業です。 貸付決定については、秋田県社会福祉協議会でありますが、社協で意見書を作成するため、貸付調査委員会を設置しています。

7 安全・安心な環境の整備

【重点的な取り組み】

パトロール隊事業を検証し、専門性を持って地域を訪れ、新たなニーズを把握し、支援につなげるなど活動の充実を図ります。同時に、地域でできる助け合い活動の推進も推進していきます。

事業名	事業概要
安心・安全な街づくり (パトロール隊)	パトロール隊は、町や民生委員等から訪問依頼を受けた要援護高齢者世帯等の安否確認や困りごと相談業務、ちょっとした生活支援(ゴミ出し、冬期間の暖房用ストーブへの灯油補充、電球の取り替えなど)等を、週1回程度の訪問を通して行っています。
緊急通報システム(ふれあい安心電話)推進事業	平成3年より町内のおおむね65歳以上の高齢者等で、設置が必要な世帯に対し、「ふれあい安心電話」を無料で貸与し、県社協と契約し24時間体制で緊急や相談支援体制を整え、民生委員や近隣の協力者とのネットワーク形成を図っている事業です。

8 社会福祉協議会の体制整備

【重点的な取り組み】

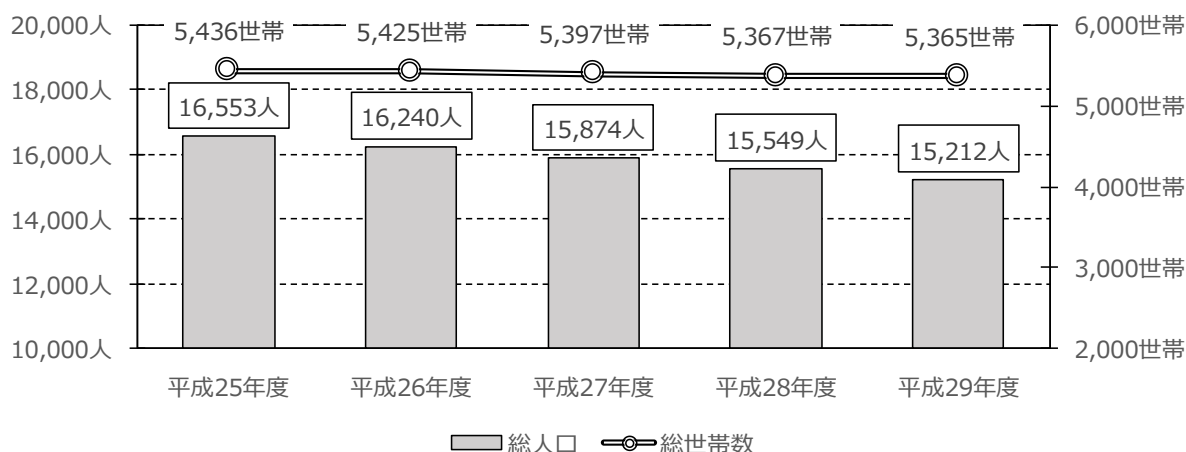
社会福祉法人制度改革など制度の改変に対応した組織体制の強化に努めます。また、社会福祉協議会に新たに実施が求められる事業について、職員体制の強化を含めて協議していきます。

事業名	事業概要
理事会・評議員会	理事会は、業務決定機関であり、年3回以上開催(事業の状況にともない、随時開催)し会活動の運営にあたっています。 評議員会は、定款変更、予算・決算、事業計画・事業報告など定款で定めた事項について理事会の議決を経て、その後議決を得なければならない機関となっています。
委員会(総務財務、事業推進、調査広報)	運営を効率化するために理事会に3つの委員会を置き、会長以外の理事で構成し、各分野の事業の運営にあたっています。
役職員先進地視察研修	役職員が、先進地にあたる町や社協、施設等の視察研修を年1回実施し、今後の事業や地域福祉の糧として研修会を実施するとともに、理事会での事業の立案などに役立てています。
本会・支会三役合同会議	毎年、決算等理事会・評議員会終了後、本会役職員、支会三役(会長、副会長、事務局長等)が、本会の事業報告、今後の事業などについて支会に本会の状況を説明するとともに、支会への協力体制の把握、各支会活動の状況を報告する会議を年1回行っています。
職員研修(事業所別)	法人内の事業所別に、それぞれの職種に必要な資格取得(社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、社会福祉主事任用資格等)や研修により新しい情報の習得を目的に、研修会やスクーリングに参加させ、職員の資質向上を図っています。
社協概要の発行	毎年6月に、定款、社協の動き、事業計画、組織体制などを冊子として作成し、本会役員・評議員、支会三役、町など関係機関に配布しています。(200部印刷・作成・配布)
福祉だより「ふれあい」の発行(ホームページ開設)	平成元年の法人化と同時に福祉だより「ふれあい」を発行しています。社協の事業、財務状況、善意等について掲載し、全戸配布を行っています。(年4回～5回発行。)

1 地域福祉を取り巻く状況

(1) 本町の概況

1) 人口・世帯数の推移



※羽後町統計資料、各年度3月末日時点

人口は減少傾向にあり、平成29年度には15,212人と、平成25年度に比べて1,341人の減少となっています。総世帯数もやや減少しているものの、ほぼ横ばいで推移しているため、1世帯あたりの人員数（平成29年度は2.84人）は減少し、世帯規模は縮小傾向にあります。

<地区別人口の推移>

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
西馬音内	5,057人	4,970人	4,900人	4,799人	4,720人
三輪	3,926人	3,880人	3,789人	3,752人	3,697人
新成	1,935人	1,905人	1,858人	1,812人	1,777人
明治	1,312人	1,283人	1,252人	1,227人	1,180人
元西	1,553人	1,520人	1,491人	1,464人	1,435人
田代	1,595人	1,548人	1,480人	1,423人	1,393人
仙道	1,175人	1,134人	1,104人	1,072人	1,010人
計	16,553人	16,240人	15,874人	15,549人	15,212人

※羽後町統計資料、各年度3月末日時点

地区別にみると、西馬音内、三輪地区の人口が多数を占め、2地区で全体の半数程度を占めています。

各地区とも人口は減少傾向にあり、平成25年度に比べると平成29年度は1割前後の減少となっています。

<地区別世帯数の推移>

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
西馬音内	1,743世帯	1,736世帯	1,742世帯	1,722世帯	1,735世帯
三輪	1,247世帯	1,250世帯	1,252世帯	1,260世帯	1,263世帯
新成	605世帯	603世帯	595世帯	593世帯	594世帯
明治	397世帯	401世帯	391世帯	393世帯	388世帯
元西	507世帯	510世帯	511世帯	513世帯	514世帯
田代	523世帯	515世帯	503世帯	489世帯	485世帯
仙道	414世帯	410世帯	403世帯	397世帯	386世帯
計	5,436世帯	5,425世帯	5,397世帯	5,367世帯	5,365世帯

※羽後町統計資料、各年度3月末日時点

人口と同様に、世帯数も西馬音内、三輪地区の人口が多数を占め、2地区で全体の半数程度を占めています。

各地区ともおおむね世帯数は減少傾向にありますが、三輪、元西の2地区はやや増加傾向にあります。

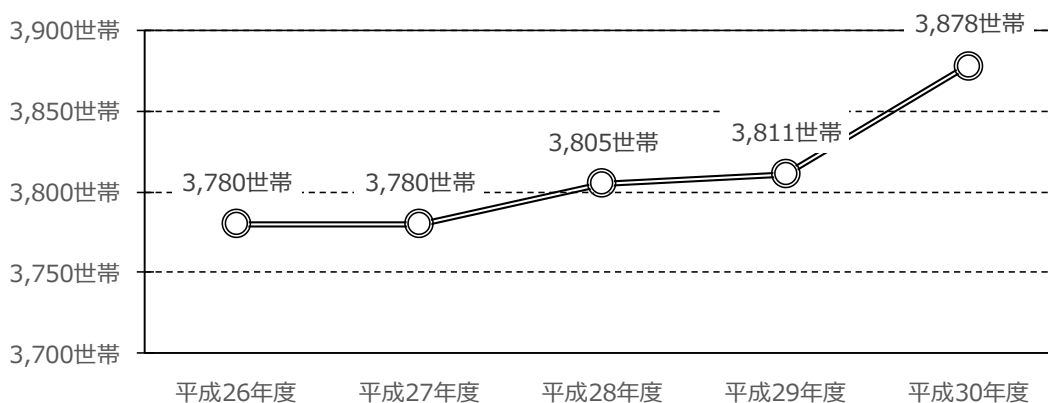
<1世帯あたり人員数の推移>

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
西馬音内	2.90人	2.86人	2.81人	2.79人	2.72人
三輪	3.15人	3.10人	3.03人	2.98人	2.93人
新成	3.20人	3.16人	3.12人	3.06人	2.99人
明治	3.30人	3.20人	3.20人	3.12人	3.04人
元西	3.06人	2.98人	2.92人	2.85人	2.79人
田代	3.05人	3.01人	2.94人	2.91人	2.87人
仙道	2.84人	2.77人	2.74人	2.70人	2.62人
計	3.05人	2.99人	2.94人	2.90人	2.84人

※羽後町統計資料、各年度3月末日時点

1世帯あたりの人員数はいずれの地区においても減少しており、平成29年度には明治地区を除くと、各地区3人未満の規模となっています。

2) 高齢者のいる世帯数の推移

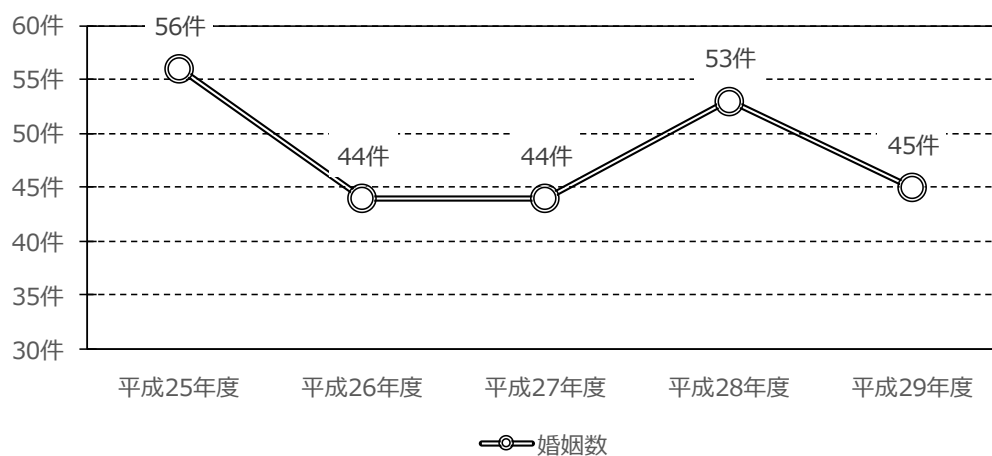


○—○ 高齢者のいる世帯数

※羽後町統計資料、各年度4月1日時点

高齢者のいる世帯数は年々増加しており、平成30年度には3,878世帯となっています。

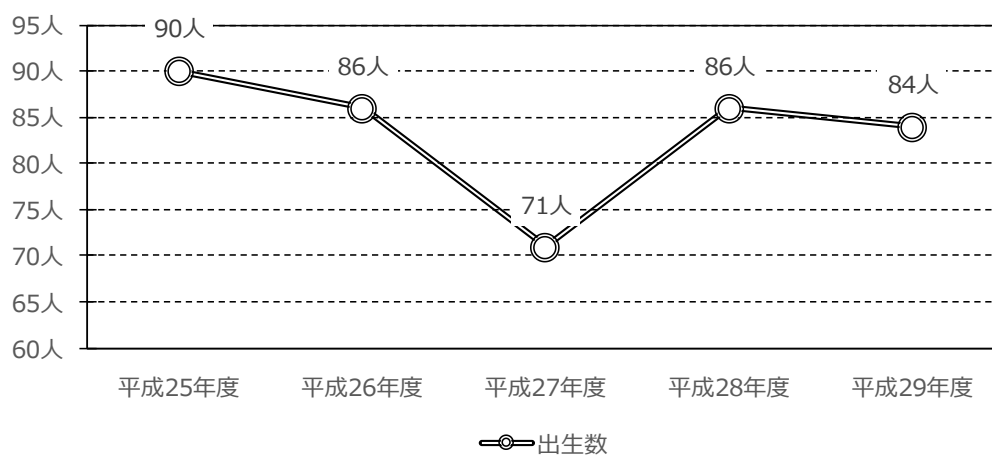
3) 婚姻数の推移



※羽後町統計資料

婚姻数は、平成25年度には56件でしたが、平成29年度には45件となっています。

4) 出生数の推移

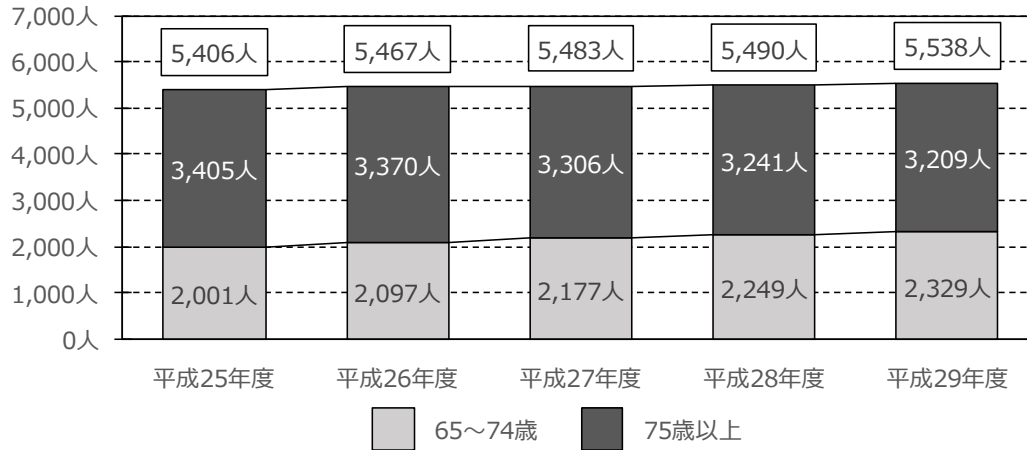


※羽後町統計資料、各年度2月までの1年間の延べ人数

出生数は平成27年度に71人と大きく減少しているものの、おおむね緩やかな減少となっており、平成29年度は84人となっています。

(2) 高齢者福祉の状況

1) 高齢者数の推移

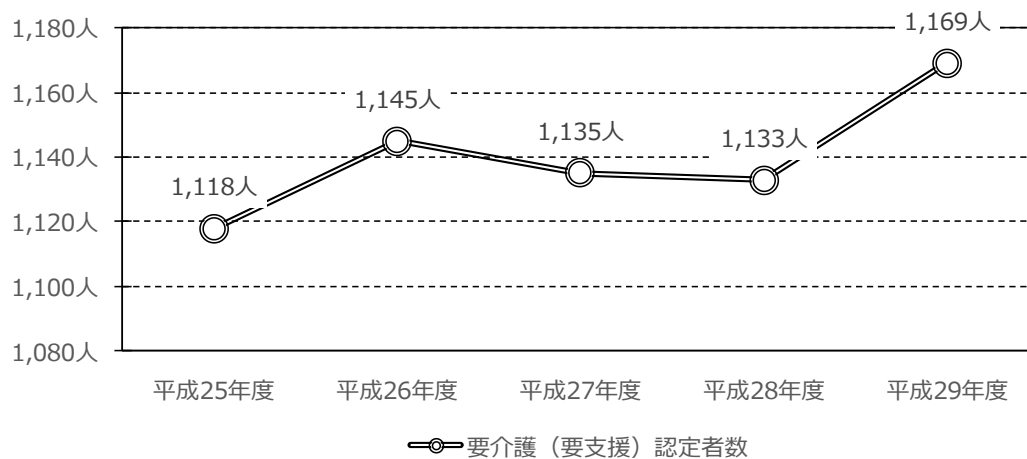


※羽後町統計資料、各年度10月末日時点

高齢者人口は増加傾向にあり、平成29年度には5,538人となっています。

内訳をみると、65～74歳は増加傾向にありますが、75歳以上は減少傾向にあります。

2) 要介護（要支援）認定者数の推移



※羽後町統計資料、各年度10月末日時点

要介護（要支援）認定者数は平成26年度から平成28年度にかけてやや減少傾向にありましたが、平成29年度には増加に転じ、1,169人となっています。

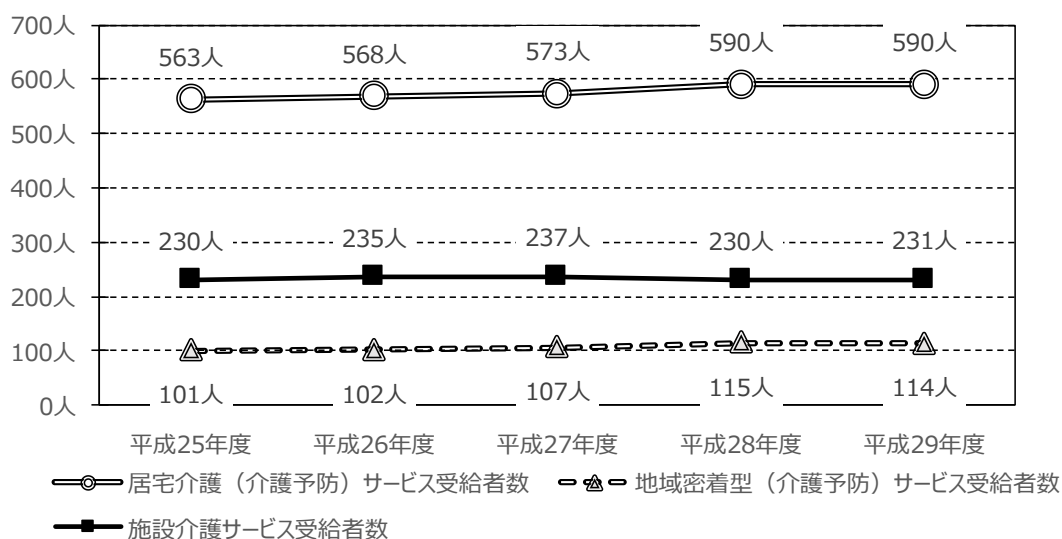
<要介護（要支援）認定者の内訳>

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
要支援1	101人	109人	94人	97人	110人
要支援2	107人	102人	98人	98人	115人
要介護1	252人	258人	269人	271人	250人
要介護2	170人	192人	202人	204人	205人
要介護3	162人	148人	156人	169人	181人
要介護4	185人	210人	198人	186人	194人
要介護5	141人	126人	118人	108人	114人
計	1,118人	1,145人	1,135人	1,133人	1,169人

※羽後町統計資料、各年度10月末日時点

要介護（要支援）認定者の内訳をみると、要介護2、要介護3は増加傾向にありますが、要介護5は減少傾向にあります。

3) 介護サービス受給者数の推移



※羽後町統計資料、各年度10月末日時点

介護サービス受給者数の推移をみると、施設介護サービス受給者数はほぼ横ばいに推移していますが、居宅介護（介護予防）サービス受給者数と地域密着型（介護予防）サービス受給者数は増加傾向にあり、平成25年度に比べて平成29年度は、地域密着型（介護予防）サービス受給者数は1割程度増加しています。

<居宅介護（介護予防）サービス受給者数の内訳>

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
要支援 1	48人	53人	49人	49人	47人
要支援 2	59人	59人	55人	58人	54人
要介護 1	142人	137人	145人	157人	151人
要介護 2	108人	110人	120人	121人	125人
要介護 3	81人	81人	84人	93人	95人
要介護 4	74人	82人	81人	76人	79人
要介護 5	51人	47人	39人	37人	39人
計	563人	568人	573人	590人	590人

※羽後町統計資料、各年度平均

居宅介護（介護予防）サービス受給者数の内訳をみると、要介護 1、要介護 2 の利用が全体の 4 割程度を占めています。平成 25 年度に比べると平成 29 年度は、要介護 2、要介護 3 の受給者が増加しています。

<地域密着型（介護予防）サービス受給者数の内訳>

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
要支援 1	2人	1人	1人	1人	1人
要支援 2	3人	2人	2人	2人	3人
要介護 1	22人	22人	24人	25人	21人
要介護 2	16人	21人	26人	36人	33人
要介護 3	25人	23人	21人	22人	27人
要介護 4	25人	24人	22人	18人	18人
要介護 5	8人	10人	12人	10人	11人
計	101人	102人	107人	115人	114人

※羽後町統計資料、各年度平均

地域密着型（介護予防）サービス受給者数の内訳をみると、要介護 2、要介護 3 の利用が全体の半数程度を占めています。平成 25 年度に比べると平成 29 年度は、要介護 2 の受給者が増加しています。

<施設介護サービス受給者数の内訳>

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護老人福祉施設	116人	116人	117人	117人	116人
介護老人保健施設	108人	110人	116人	114人	115人
介護療養型医療施設	6人	10人	4人	0人	1人
計	230人	235人	237人	230人	231人

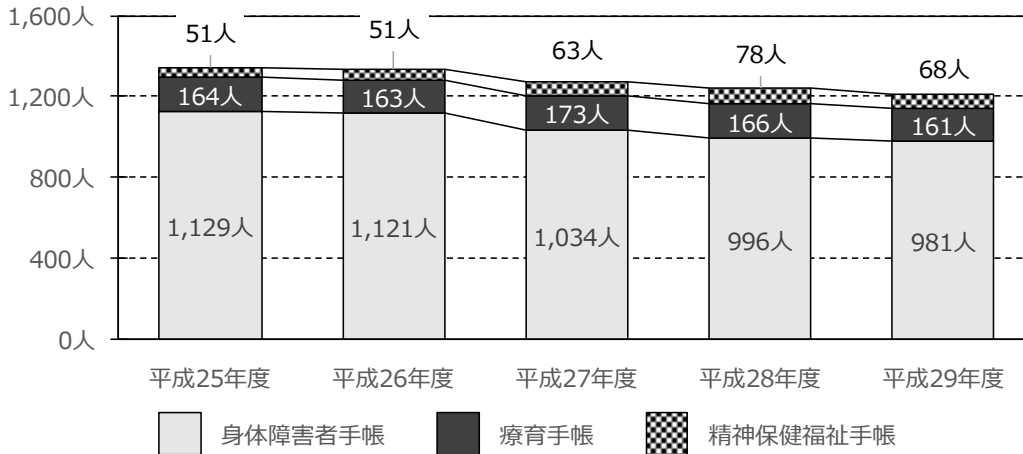
※羽後町統計資料、各年度平均

施設介護サービス受給者数の内訳をみると、各年度、介護老人福祉施設と介護老人保健施設の受給者数がともに 100 人を超えており、介護療養型医療施設の受給者数は少なくなっています。

介護老人福祉施設と介護老人保健施設の受給者数はおおむね横ばいに推移しています。

(3) 障がい者福祉の状況

1) 各種障がい手帳所持者数の推移



※羽後町統計資料、各年度3月末日時点

各種障がい手帳所持者数の推移をみると、身体障害者手帳は年々減少しており、平成29年度には平成25年度に比べて148人減少し、981人となっています。反対に精神保健福祉手帳はやや増加し、平成29年度には68人となっています。

<身体障害者手帳所持者数の内訳>

障がいの部位別	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
視覚	53人	53人	44人	47人	49人
聴覚・平衡機能	91人	86人	82人	79人	80人
音声・言語・咀嚼機能	8人	8人	9人	10人	10人
肢体不自由	727人	732人	672人	630人	608人
内部機能障害	250人	242人	227人	230人	234人
計	1,129人	1,121人	1,034人	996人	981人

等級別	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
1級	271人	267人	250人	241人	236人
2級	162人	150人	137人	139人	138人
3級	243人	252人	220人	209人	208人
4級	311人	312人	285人	284人	277人
5級	47人	48人	41人	40人	45人
6級	95人	92人	88人	83人	77人
計	1,129人	1,121人	1,021人	996人	981人

※羽後町統計資料、各年度3月末日時点

身体障害者手帳所持者数の内訳をみると、障がいの部位別では肢体不自由がもっとも多く、等級別では、1～4級が多くなっています。音声・言語・咀嚼機能はやや増加しているものの、全般的にどの部位も減少しており、すべての等級において減少傾向となっています。

<療育手帳所持者数の内訳>

等級別	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
A（最重度・重度）	94人	94人	95人	90人	87人
B（中度・軽度）	70人	69人	78人	76人	74人
計	164人	163人	173人	166人	161人

※羽後町統計資料、各年度3月末日時点

療育手帳所持者数の内訳をみると、B（中度・軽度）よりもA（最重度・重度）の方がやや多く、B（中度・軽度）は微増、A（最重度・重度）は微減傾向があるものの、どちらもほぼ横ばいの推移となっています。

<精神保健福祉手帳所持者数の内訳>

等級別	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
1級	14人	12人	18人	20人	20人
2級	30人	31人	30人	45人	36人
3級	7人	8人	15人	13人	12人
計	51人	51人	63人	78人	68人

※羽後町統計資料、各年度3月末日時点

精神保健福祉手帳所持者数の内訳をみると、各年度2級がもっとも多く、いずれの等級も増加傾向にあります。

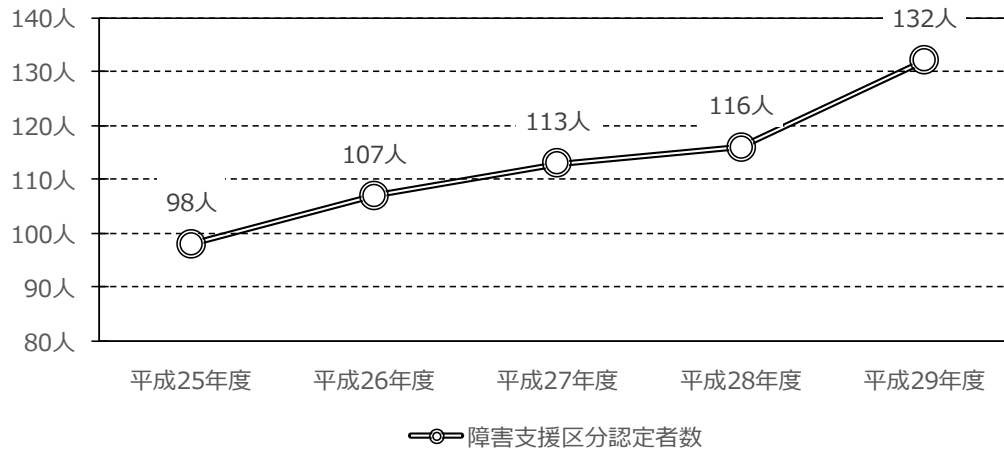
2) 自立支援医療受給者数の推移

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
精神通院医療	116人	127人	128人	134人	142人
更生医療	9人	13人	15人	12人	16人
育成医療	3人	1人	3人	1人	2人
計	128人	141人	146人	147人	160人

※羽後町統計資料、各年度3月末日時点

自立支援医療受給者数の推移をみると、各年度とも精神通院医療が100人を超えてもっとも多くなっています。育成医療はほぼ横ばいで推移しているものの、精神通院医療、更生医療ともに増加傾向にあります。

3) 障害支援区分の認定状況



※羽後町統計資料、各年度3月末日時点

障害支援区分認定者数は増加傾向にあり、平成29年度には132人となっています。

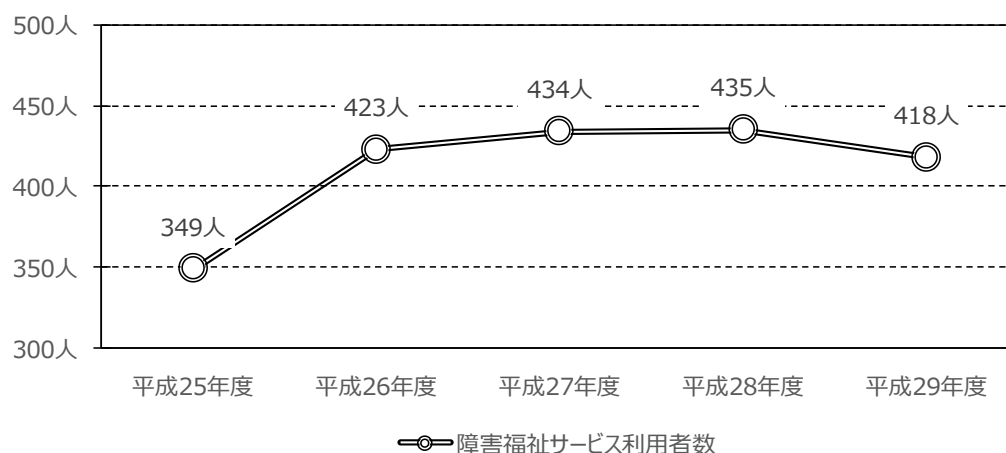
<障害支援区分の内訳>

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
区分1	7人	9人	6人	5人	5人
区分2	18人	20人	22人	23人	20人
区分3	20人	19人	17人	23人	21人
区分4	21人	23人	23人	22人	26人
区分5	14人	15人	21人	23人	25人
区分6	18人	21人	24人	20人	22人
児童	0人	0人	0人	0人	13人
計	98人	107人	113人	116人	132人

※羽後町統計資料、各年度3月末日時点

障害支援区分の内訳をみると、各区分ともやや増加傾向にあり、それぞれ20人前後で推移しています。区分1だけはやや減少しており、平成29年度には5人となっています。

4) 障害福祉サービス利用状況



※羽後町統計資料、各年度2月までの1年間の延べ人数

障害福祉サービスの利用者数は平成26年度以降おおむね横ばいで、400人強で推移しています。

<障害福祉サービス等利用者の内訳>

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
居宅介護	6人	10人	9人	8人	9人
重度訪問介護	2人	2人	2人	0人	0人
短期入所	4人	9人	8人	18人	5人
同行援護	3人	3人	0人	0人	1人
療養介護（医療費除く）	7人	8人	8人	8人	7人
生活介護	71人	68人	64人	61人	59人
共同生活援助（グループホーム）	8人	16人	20人	18人	18人
施設入所支援	57人	57人	51人	53人	51人
自立訓練（機能訓練）	0人	0人	0人	0人	0人
自立訓練（生活訓練）	10人	13人	13人	13人	11人
宿泊型自立訓練	7人	8人	6人	4人	3人
就労移行支援	2人	6人	7人	1人	1人
就労継続支援（A型）	4人	5人	5人	5人	5人
就労継続支援（B型）	40人	39人	39人	44人	40人
特別給付等	66人	69人	69人	73人	67人
サービス利用計画作成費	62人	110人	133人	129人	141人
計	349人	423人	434人	435人	418人

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
補装具交付（修理状況）	51件	32件	34件	23件	37件
日常生活用具交付	341件	310件	453件	181件	162件

※羽後町統計資料、各年度2月までの1年間の延べ人数

障害福祉サービスの中ではサービス利用計画作成費の利用がもっとも多く、利用者数も大きく増加しています。各サービスの利用者数に大きな変化ないものの、平成25年度から平成29年度にかけて、共同生活援助（グループホーム）は10人の増加となっているのに対して、生活介護は12人の減少となっています。

日常生活用具交付件数は平成25年度から平成29年度にかけて半減となっています。

(4) 子どもを取り巻く状況

1) こども園等入所者数の推移

		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
にしまないこども園 (西馬音内保育園)	教育	2,958人	2,787人	2,615人	2,266人	32人
	保育					2,295人
みわこども園 (三輪保育園)	教育	1,383人	1,422人	1,497人	1,316人	15人
	保育					1,342人
もとしこども園 (元西保育園)	教育	542人	538人	584人	633人	12人
	保育					654人
たしろこども園 (田代保育園)	教育	322人	356人	386人	399人	6人
	保育					412人
せんだうこども園 (仙道保育園)	教育	281人	272人	262人	197人	0人
	保育					182人
計	教育	5,486人	5,375人	5,344人	4,811人	65人
	保育					4,885人

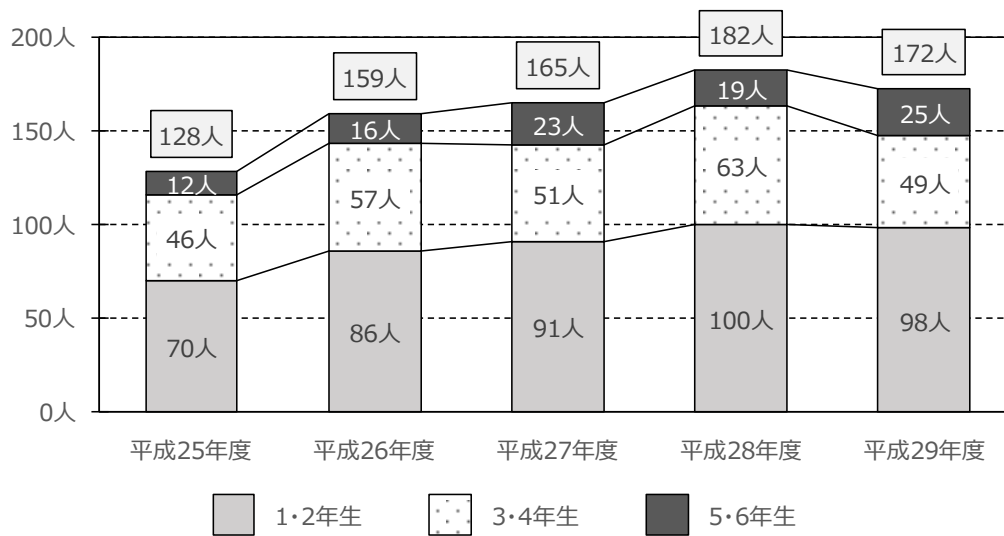
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
明治へき地保育所	215人	206人	187人	133人	124人

※羽後町統計資料、各年度3月末日時点
 ※平成29年度よりこども園へ移行

こども園、保育所の入所者数は、もとしこども園（元西保育園）、たしろこども園（田代保育園）で増加傾向がみられるものの、全般的には減少傾向にあり、平成25年度から比べると、にしまないこども園（西馬音内保育園）では631人、みわこども園（三輪保育園）では26人、せんだうこども園（仙道保育園）では99人の減少となっています。（平成29年度は、教育と保育を合算した値と比較）

保育園からこども園へと移行した平成29年度の入所者数について、前年度の平成28年度と比べると、せんだうこども園（仙道保育園）では保育園からこども園に移行して15人の減少でしたが、その他の園では増加に転じており、にしまないこども園（西馬音内保育園）では61人増、みわこども園（三輪保育園）では41人増と全体では139人の増加となっています。

2) 放課後児童クラブ利用者数の推移



	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
1年生	34人	53人	43人	64人	38人
2年生	36人	33人	48人	36人	60人
3年生	31人	31人	28人	37人	29人
4年生	15人	26人	23人	26人	20人
5年生	10人	9人	14人	12人	18人
6年生	2人	7人	9人	7人	7人
計	128人	159人	165人	182人	172人

※羽後町統計資料、各年度延べ人数

放課後児童クラブの利用状況を見ると、各年度とも1・2年生の利用が半数以上を占めています。

各学年、平成25年度から平成29年度にかけて利用者は微増傾向にありますが、2年生については24人増加と大きく利用が伸びています。

3) 各種手当の利用状況

<児童手当>

		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
3歳未満	被用者	2,235人	2,292人	2,175人	2,172人	2,138人
	非被用者	551人	467人	439人	403人	321人
3歳以上小学校修了前	被用者	7,913人	7,884人	7,921人	7,809人	8,051人
	非被用者	2,605人	2,353人	2,080人	1,918人	1,577人
中学生	被用者	3,426人	3,226人	2,902人	2,668人	2,353人
	非被用者	1,180人	1,061人	902人	798人	664人
計		17,910人	17,283人	16,419人	15,768人	15,104人

※羽後町統計資料、各年1月までの1年間の延べ人数

児童手当の受給者数は減少傾向にあり、合計では、平成30年には15,104人と、平成26年と比べて2,806人の減少となっています。

各年、非被用者（厚生年金に加入していない方）よりも被用者（厚生年金に加入している方）の方がいずれの年代の子どもにおいても多く、3歳以上小学校修了前の非被用者と中学生の被用者では、平成26年と比べて平成30年には1,000人以上の減少となっています。

<児童扶養手当>

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
申請受付提出件数	5件	12件	15件	16件	15件
認定件数	5件	11件	12件	16件	15件
定時届件数	105件	122件	123件	131件	129件

※羽後町統計資料、各年度延べ件数

児童手当の認定件数はやや増加傾向にあり、平成29年度には15件となっています。

<特別児童扶養手当>

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
申請受付提出件数	1件	1件	1件	0件	8件
認定件数	1件	1件	1件	0件	8件
定時届件数	38件	37件	35件	31件	33件

※羽後町統計資料、各年度延べ件数

特別児童扶養手当の認定件数は平成25～27年度まで1件で推移していましたが、平成29年度には8件に増加しています。

<特別障害者手当・障害児福祉手当>

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
受付件数	84件	93件	93件	88件	72件
申請件数	39件	39件	39件	34件	39件
認定件数	35件	39件	39件	28件	29件

※羽後町統計資料、各年度延べ件数

特別障害者手当・障害児福祉手当の認定件数は、平成 26・27 年度には 39 件でしたが、平成 29 年度には 29 件と 10 件減少となっています。

<チャイルドシート購入補助金>

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
補助件数	35件	35件	27件	30件	43件

<うごまち「未来の宝」応援給付金事業>

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
支給対象者数	—	—	93人	82人	87人
対象児童	—	—	101人	88人	94人

※羽後町統計資料、各年度延べ件数

チャイルドシート購入補助金の補助件数は平成 28 年度にかけて 30 件前後で推移していましたが、平成 29 年度には 43 件に増加しています。

うごまち「未来の宝」応援給付金事業の支給対象者数は平成 28 年度にいったん減少したものの、平成 29 年度には 87 人となっています。

(5) 保健福祉の状況

1) 保健事業の実施状況

		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
健康手帳	交付件数	184件	184件	210件	180件	156件
健康教育	回数	189回	194回	180回	172回	191回
	延べ参加人数	3,103人	3,298人	2,905人	2,652人	2,665人
健康相談	回数	308回	305回	218回	226回	359回
	延べ参加人数	3,875人	4,166人	3,776人	2,803人	3,819人
訪問指導	訪問件数	548件	528件	401件	454件	422件

※羽後町統計資料、各年度計

主な保健事業の実施状況は上記の通りとなっています。

2) 母子保健活動の実施状況

		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		回数	参加人数	回数	参加人数	回数	参加人数	回数	参加人数	回数	参加人数
健康教育	育児・離乳食教室	6回	41人	6回	41人	7回	41人	6回	40人	6回	52人
	すくすく広場	6回	36人	6回	32人	6回	31人	6回	35人	6回	31人
	よちよち・ひよこクラブ	8回	167人	8回	227人	7回	226人	8回	247人	7回	170人
	虫歯予防教室	10回	500人	19回	672人	20回	691人	13回	544人	18回	748人
	フッ素洗口巡回指導	15回	15人	15回	15人	15回	1,108人	11回	1,080人	11回	1,054人
	食育活動（学校）	14回	407人	20回	533人	18回	433人	18回	530人	17回	460人
	食育活動（その他）	3回	99人	3回	99人	3回	66人	2回	34人	2回	25人
	田代小PTA ママと赤ちゃんの ここここタッチ教室	—	—	1回	26人	—	—	—	—	—	—
健康相談	就学時健康相談	4回	108人	4回	100人	4回	99人	4回	89人	4回	93人
	すくすく広場広場	6回	36人	6回	32人	6回	31人	6回	35人	6回	31人
	乳幼児栄養相談	—	—	8回	21人	10回	28人	17回	60人	—	40人
家庭訪問	乳児	—	63人	—	46人	37回	—	49回	49人	58回	58人
	幼児	—	13人	—	13人	17回	—	9回	9人	6回	6人
	妊産婦	—	58人	—	41人	36回	—	54回	54人	55回	55人
保健指導	乳児	—	6人	—	2人	1回	—	5回	5人	7回	7人
	幼児	—	18人	—	18人	21回	—	31回	31人	18回	18人
	妊産婦	—	4人	—	6人	8回	—	4回	4人	11回	11人
巡回相談	—	5回	—	5人	6回	—	6回	—	8回	—	5人
幼児教室	はとぼっぼくらぶ	11回	15人	11回	14人	9回	19人	19回	50人	21回	8人

※羽後町統計資料、各年度計

主な母子保健活動の実施状況は上記の通りとなっています。

(6) 地域活動の担い手の状況

1) 民生委員児童委員数

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
西馬音内	19人	19人	20人	20人	20人
三輪	14人	14人	14人	14人	14人
新成	9人	9人	9人	9人	9人
明治	8人	8人	8人	8人	8人
元西	12人	12人	12人	12人	12人
田代	15人	14人	14人	14人	14人
仙道	10人	10人	10人	10人	10人
主任児童委員	3人	3人	3人	3人	3人
計	90人	89人	90人	90人	90人

※羽後町資料

民生委員児童委員は各年度おおよそ 90 人となっており、各地区の内訳にも大きな変化はありません。

2) 健康推進委員

	人数
西馬音内	76人
三輪	55人
新成	26人
明治	21人
元西	31人
田代	35人
仙道	22人
計	266人

※羽後町資料

健康推進委員は平成 30 年度時点で 266 人となっています。

3) 食生活改善推進委員

食生活改善推進委員は平成 30 年度時点で 22 人となっています。

2 アンケート調査のポイント

(1) 調査の目的

「羽後町地域福祉計画・地域福祉活動計画」策定に向けた基礎資料とするため、地域における課題を把握し、その解決に向けた取り組みを検討する参考となるように、福祉全般のことや施策ニーズについてアンケート調査を実施しました。

(2) 調査の実施状況

① 調査期間

平成 30 年 6 月 29 日～平成 30 年 7 月 17 日

② 調査方法

郵送による配布・回収

③ 調査対象

住民基本台帳から無作為に抽出した町内在住の 20 歳以上の方 2,000 人

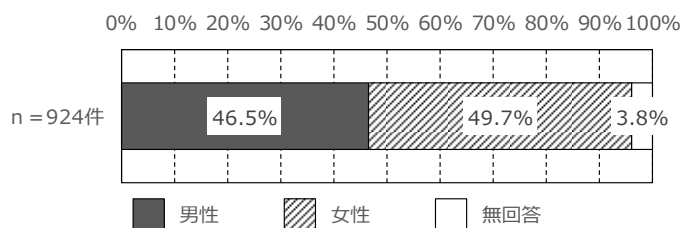
④ 回収状況

発送数	回収数	有効回収数	有効回収率
2,000 票	931 票	924 票	46.2%

※回収票 = 931 票のうち、調査票への回答の無いものが 5 票、回収締め切り後到達したものが 3 票あったため、これらを除いた 924 票を有効票として集計をしています。

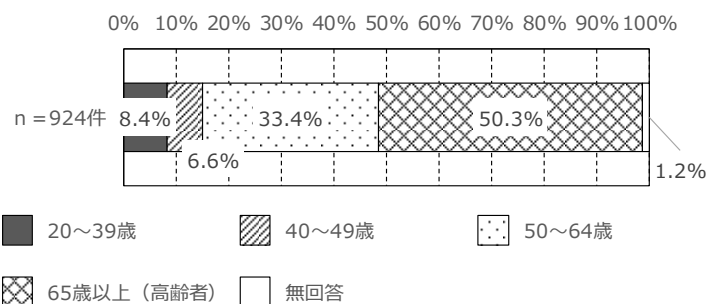
(3) 回答者の基本属性

1) 性別



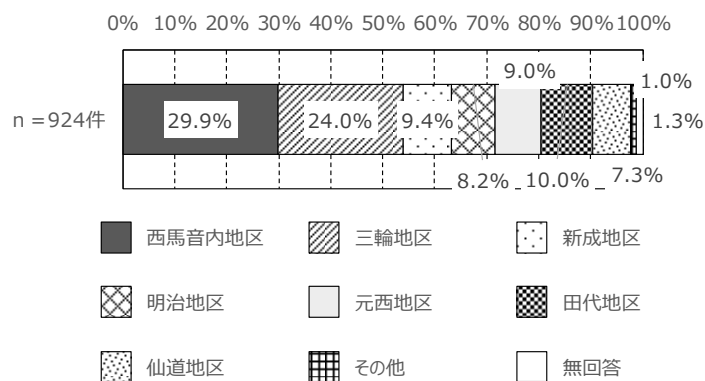
回答者の性別は、「男性」46.5%と、「女性」49.7%とほぼ同じ割合となっています。

2) 年齢



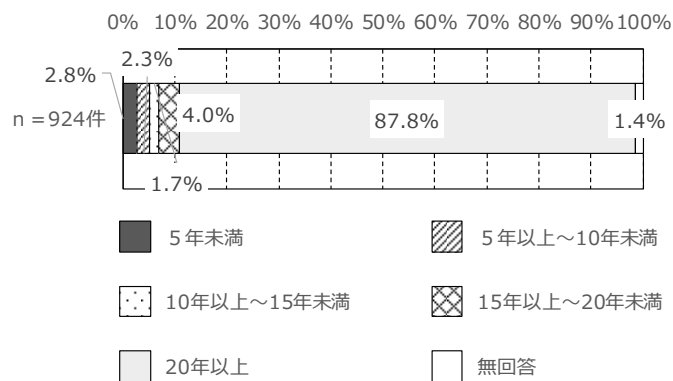
回答者の年齢は、「65歳以上（高齢者）」が 50.3%と回答者の半数を占めています。

3) 居住地区



回答者の居住地区は、「西馬音内地区」が 29.9%と約 3 割を占め、ついで「三輪地区」が 24.0%となっています。

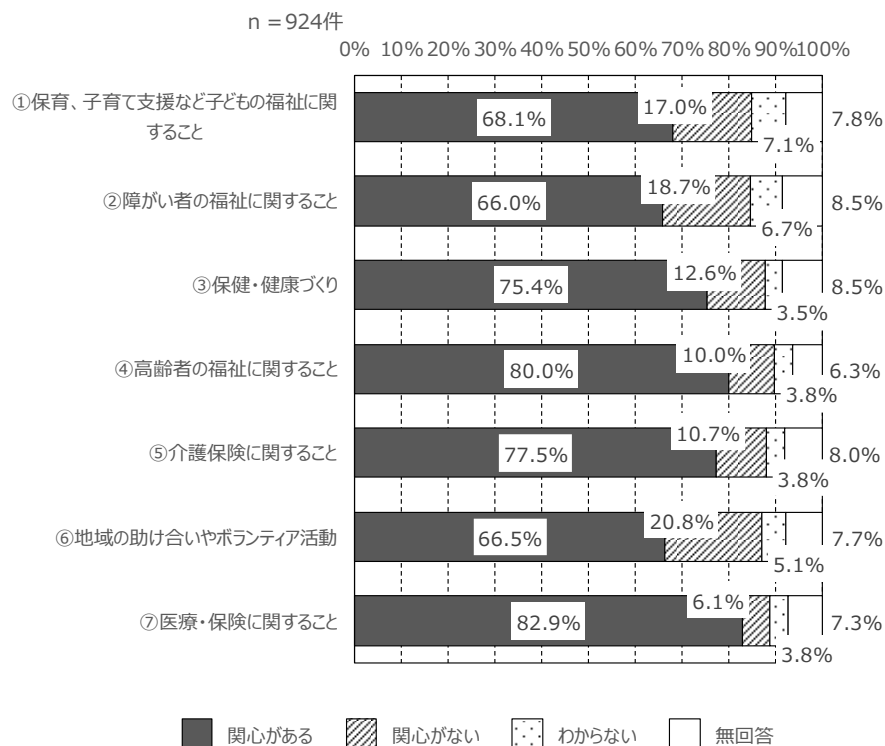
4) 居住年数



回答者の本町への居住年数をみると、87.8%が「20年以上」となっています。

(4) 主な調査結果

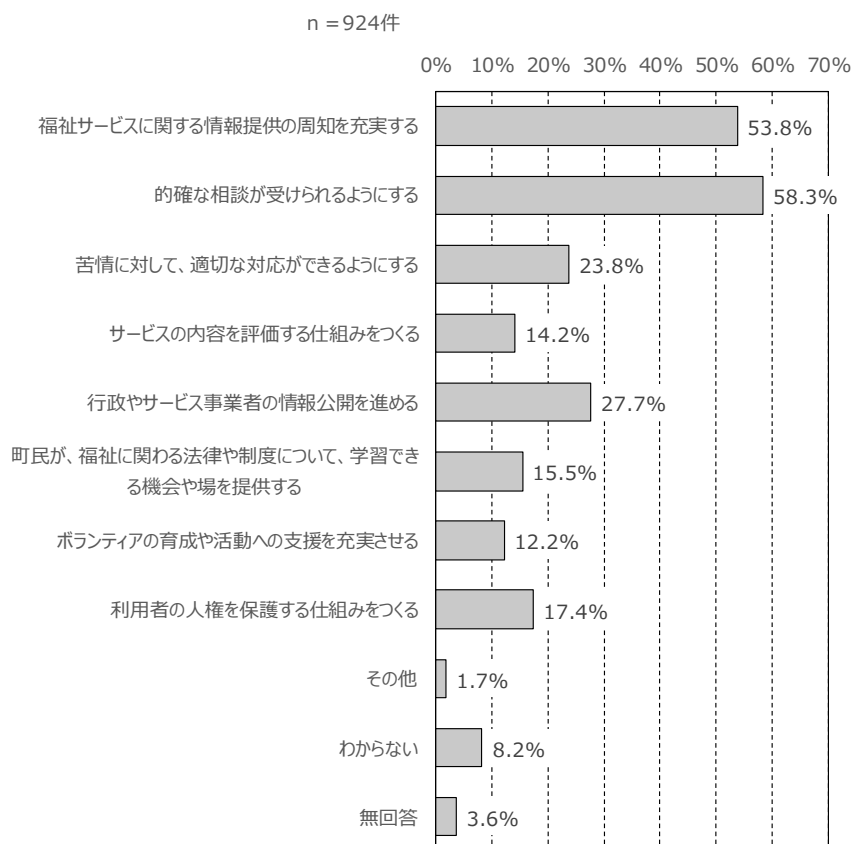
1) 福祉分野ごとの関心の度合い



「非常に関心がある」と「少しは関心がある」をあわせて『関心がある』、「あまり関心がない」と「関心がない」をあわせて『関心がない』として整理すると、④高齢者の福祉に関すること、⑦医療・保険に関することは『関心がある』が8割を超えています。

一方、⑥地域の助け合いやボランティア活動については『関心がない』が2割を超えています。

2) 利用者本位の福祉サービスに向けて必要なこと



利用者本位の「福祉サービス」を実現するために必要なこととしては、「的確な相談が受けられるようにする」(58.3%)、「福祉サービスに関する情報提供の周知を充実する」(53.8%) がともに半数以上を占め、的確な相談と情報提供が必要とされています。

3) 本町の地域福祉施策に対する満足度と重要度

①満足度

	n	満足	やや満足	どちらともいえない	やや不満	不満	無回答	平均
1) 情報提供体制の充実	100.0%	3.9%	20.0%	37.8%	13.2%	2.8%	22.3%	3.12点
	924件	36件	185件	349件	122件	26件	206件	
2) 相談・支援体制の充実	100.0%	2.7%	18.0%	39.7%	12.6%	3.4%	23.7%	3.05点
	924件	25件	166件	367件	116件	31件	219件	
3) サービスの質の向上	100.0%	2.3%	14.8%	46.6%	10.5%	2.4%	23.4%	3.05点
	924件	21件	137件	431件	97件	22件	216件	
4) 権利擁護の充実	100.0%	1.5%	11.0%	52.3%	8.2%	1.8%	25.1%	3.03点
	924件	14件	102件	483件	76件	17件	232件	
5) 福祉意識の向上	100.0%	2.7%	15.3%	45.9%	10.3%	1.8%	24.0%	3.09点
	924件	25件	141件	424件	95件	17件	222件	
6) 交流の場の拡充	100.0%	2.1%	12.4%	48.3%	11.4%	1.6%	24.2%	3.03点
	924件	19件	115件	446件	105件	15件	224件	
7) ボランティア・NPO活動の拡充	100.0%	1.2%	10.1%	51.3%	11.1%	1.8%	24.5%	2.97点
	924件	11件	93件	474件	103件	17件	226件	
8) 日常の支援	100.0%	1.9%	17.3%	43.6%	10.5%	2.1%	24.6%	3.09点
	924件	18件	160件	403件	97件	19件	227件	
9) 緊急時の支援	100.0%	2.7%	13.9%	44.3%	11.8%	3.4%	24.0%	3.01点
	924件	25件	128件	409件	109件	31件	222件	
10) 道路・公共施設等のバリアフリー化の推進	100.0%	1.4%	12.3%	40.5%	16.8%	4.8%	24.2%	2.85点
	924件	13件	114件	374件	155件	44件	224件	
11) 移動への支援	100.0%	1.8%	10.3%	44.4%	13.9%	5.1%	24.6%	2.87点
	924件	17件	95件	410件	128件	47件	227件	
12) 心身の健康の維持・増進	100.0%	2.7%	16.6%	45.5%	9.5%	1.4%	24.4%	3.13点
	924件	25件	153件	420件	88件	13件	225件	
13) 保健・医療の充実	100.0%	4.2%	22.7%	36.4%	10.4%	2.6%	23.7%	3.20点
	924件	39件	210件	336件	96件	24件	219件	
14) 就労への支援	100.0%	1.5%	9.7%	45.5%	13.7%	4.7%	24.9%	2.86点
	924件	14件	90件	420件	127件	43件	230件	
15) 社会的自立への支援	100.0%	1.8%	9.4%	49.1%	11.9%	3.2%	24.5%	2.93点
	924件	17件	87件	454件	110件	30件	226件	

主な施策に対する満足度をみると、「満足」と「やや満足」をあわせた「満足」という評価が3割を超えるものはなく、満足度が高いものでも13) 保健・医療の充実(26.9%)、1) 情報提供体制の充実(23.6%)となっています。

おおむね「満足」という評価が「不満」という評価を上回っていますが、10) 道路・公共施設等のバリアフリー化の推進、14) 就労への支援、11) 移動への支援などでは「不満」という評価が「満足」を上回っています。

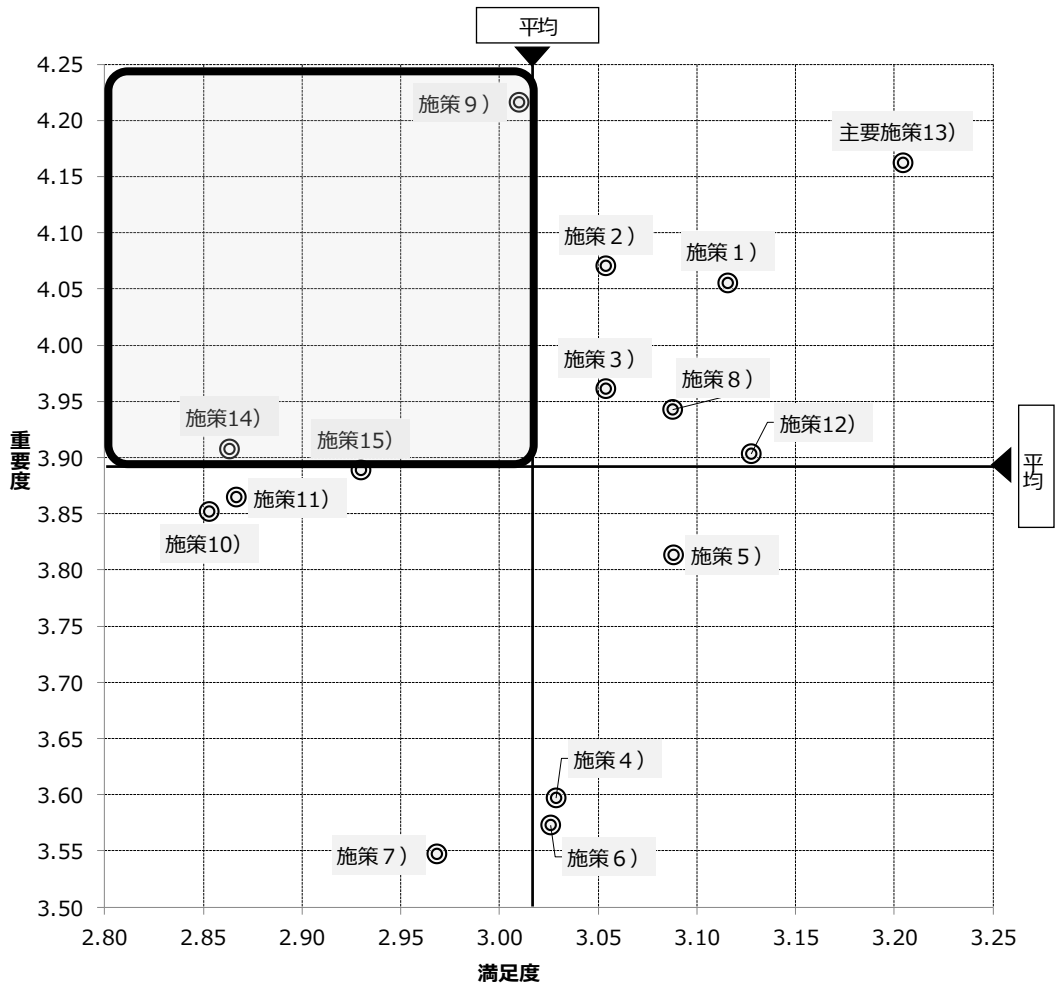
②重要度

	n	重要	やや重要	どちらともいえない	あまり重要ではない	重要ではない	無回答	平均
1) 情報提供体制の充実	100.0%	23.2%	31.3%	16.8%	1.2%	0.0%	27.6%	4.06点
	924件	214件	289件	155件	11件	0件	255件	
2) 相談・支援体制の充実	100.0%	23.4%	31.5%	17.3%	0.3%	0.1%	27.4%	4.07点
	924件	216件	291件	160件	3件	1件	253件	
3) サービスの質の向上	100.0%	21.0%	27.7%	21.9%	1.0%	0.0%	28.5%	3.96点
	924件	194件	256件	202件	9件	0件	263件	
4) 権利擁護の充実	100.0%	11.5%	23.6%	31.9%	3.0%	0.6%	29.3%	3.60点
	924件	106件	218件	295件	28件	6件	271件	
5) 福祉意識の向上	100.0%	16.5%	28.1%	25.2%	1.8%	0.3%	28.0%	3.81点
	924件	152件	260件	233件	17件	3件	259件	
6) 交流の場の拡充	100.0%	9.2%	26.8%	32.6%	2.7%	0.6%	28.0%	3.57点
	924件	85件	248件	301件	25件	6件	259件	
7) ボランティア・NPO活動の拡充	100.0%	9.5%	24.7%	33.7%	3.0%	0.8%	28.4%	3.55点
	924件	88件	228件	311件	28件	7件	262件	
8) 日常の支援	100.0%	20.0%	29.0%	21.5%	1.0%	0.2%	28.2%	3.94点
	924件	185件	268件	199件	9件	2件	261件	
9) 緊急時の支援	100.0%	33.2%	21.8%	16.1%	0.3%	0.3%	28.2%	4.22点
	924件	307件	201件	149件	3件	3件	261件	
10) 道路・公共施設等のバリアフリー化の推進	100.0%	17.4%	29.0%	22.6%	2.4%	0.2%	28.4%	3.85点
	924件	161件	268件	209件	22件	2件	262件	
11) 移動への支援	100.0%	18.1%	28.1%	23.6%	1.6%	0.3%	28.2%	3.86点
	924件	167件	260件	218件	15件	3件	261件	
12) 心身の健康の維持・増進	100.0%	18.6%	29.3%	21.8%	1.4%	0.3%	28.6%	3.90点
	924件	172件	271件	201件	13件	3件	264件	
13) 保健・医療の充実	100.0%	28.9%	26.8%	15.4%	0.8%	0.1%	28.0%	4.16点
	924件	267件	248件	142件	7件	1件	259件	
14) 就労への支援	100.0%	21.6%	25.1%	22.7%	1.9%	0.5%	28.0%	3.91点
	924件	200件	232件	210件	18件	5件	259件	
15) 社会的自立への支援	100.0%	20.3%	25.9%	23.8%	1.3%	0.6%	28.0%	3.89点
	924件	188件	239件	220件	12件	6件	259件	

主な施策に対する重要度をみると、「あまり重要ではない」と「重要ではない」をあわせた「重要ではない」という評価はほとんどなく、いずれの施策も「重要」と「やや重要」をあわせた「重要」という評価の方が高くなっています。

いずれの施策においても「重要」という評価が 5 割前後を占めていますが、4) 権利擁護の充実 (35.1%)、6) 交流の場の拡充 (36.0%)、7) ボランティア・NPO活動の拡充 (34.2%) では 3 割台にとどまっています。

③満足度と重要度



【満足度】 満足=5点、やや満足=4点、どちらともいえない=3点、やや不満=2点、不満=1点
 【重要度】 重要=5点、やや重要=4点、どちらともいえない=3点、あまり重要ではない=2点、重要ではない=1点

○満足度と重要度について、各回答を上記のように得点化し、横軸に満足度の平均得点、縦軸に重要度の平均得点を使用して、主要施策ごとの満足度と重要度の関係を整理したものが上記のプロット図です。

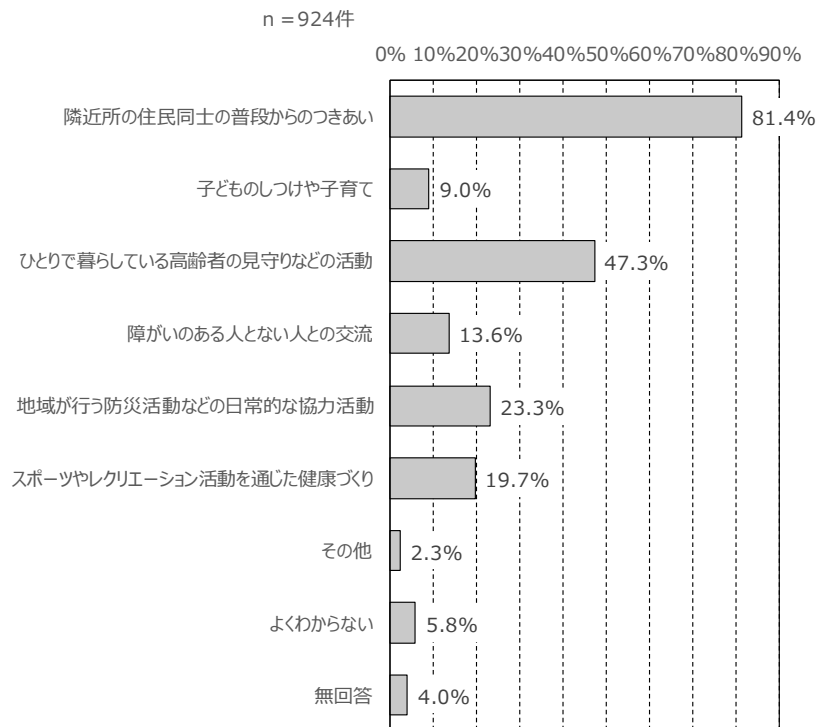
地域福祉に関わる主な施策について満足度と重要度の関係を整理すると、満足度と重要度ともに全体の平均に比べて、重要度が高いにもかかわらず、満足度が低い施策は、以下の3項目となっています。

- 9) 緊急時の支援
- 14) 就労への支援
- 15) 社会的自立への支援

これらは重要と思われるにもかかわらず、十分な満足が得られていない施策であり、優先的に取り組むべき課題領域であると考えられます。

また、7) ボランティア・NPO活動の拡充、10) 道路・公共施設等のバリアフリー化の推進、11) 移動への支援については、重要度は高くはないものの、満足度が低いため、満足度向上に向けた取り組みが必要と思われます。

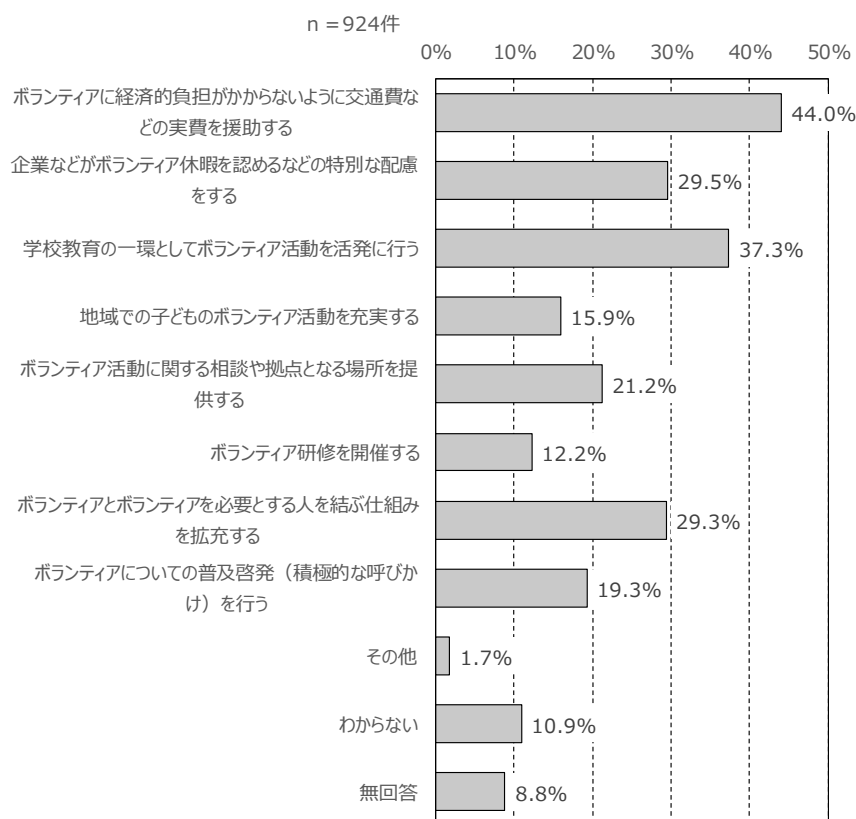
4) 地域での支え合いにおいて大切なこと



地域での支え合いにおいて必要なこととしては、「隣近所の住民同士の普段からのつきあい」が 81.4% と 8 割を超え、もっとも回答の割合が高くなっています。

ついで「ひとりで暮らしている高齢者の見守りなどの活動」が 47.3%と、地域の中のひとり暮らし高齢者へのケアが必要とされています。

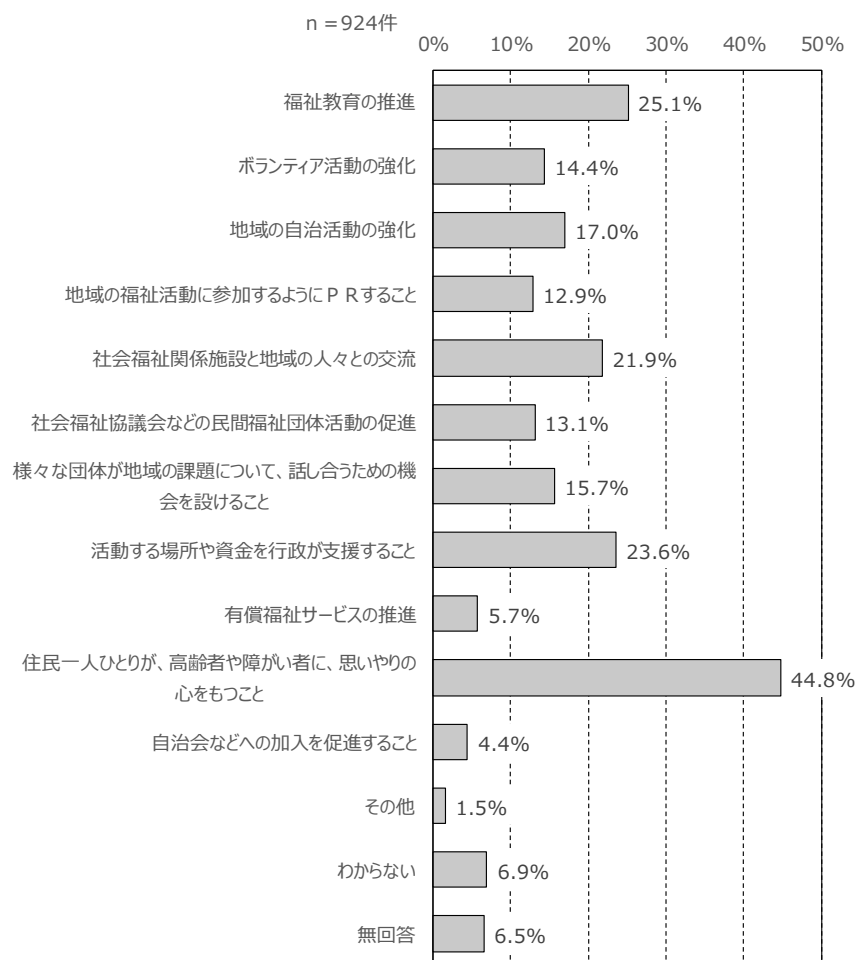
5) ボランティア活動の推進において必要なこと



ボランティア活動の推進において必要なこととしては、「ボランティアに経済的負担がかからないように交通費などの実費を援助する」が 44.0%、「学校教育の一環としてボランティア活動を活発に行う」が 37.3% となっています。

その他に「企業などがボランティア休暇を認めるなどの特別な配慮をする」（29.5%）、「ボランティアとボランティアを必要とする人を結ぶ仕組みを拡充する」（29.3%）などへの回答が 3 割を占め、子どもの頃からのボランティア精神を養うことと、ボランティア活動をしやすい環境づくりが必要とされています。

6) 地域の社会福祉推進に重要なこと

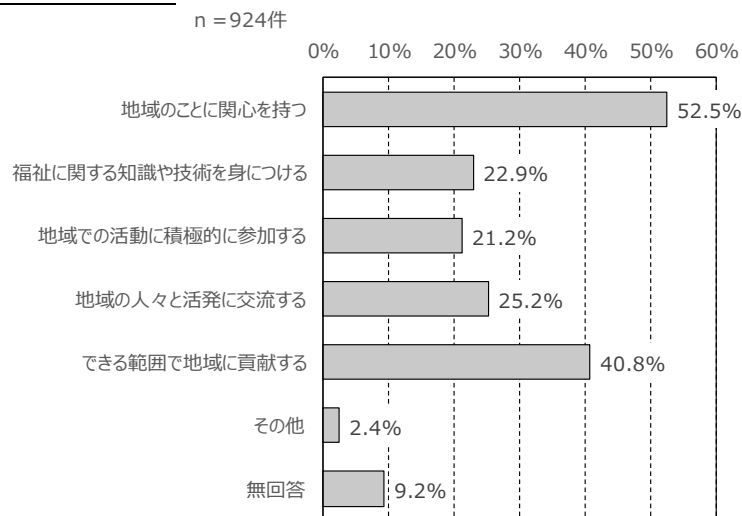


今後の地域福祉の推進において重要なこととしては、「住民一人ひとりが、高齢者や障がい者に、思いやりの心をもつこと」が44.8%でもっとも回答の割合が高くなっています。

ついで「福祉教育の推進」が25.1%となっており、福祉教育などを通じて互いに思いやりの心を持つことが重要とされています。

7) 自助・共助・公助のあり方について

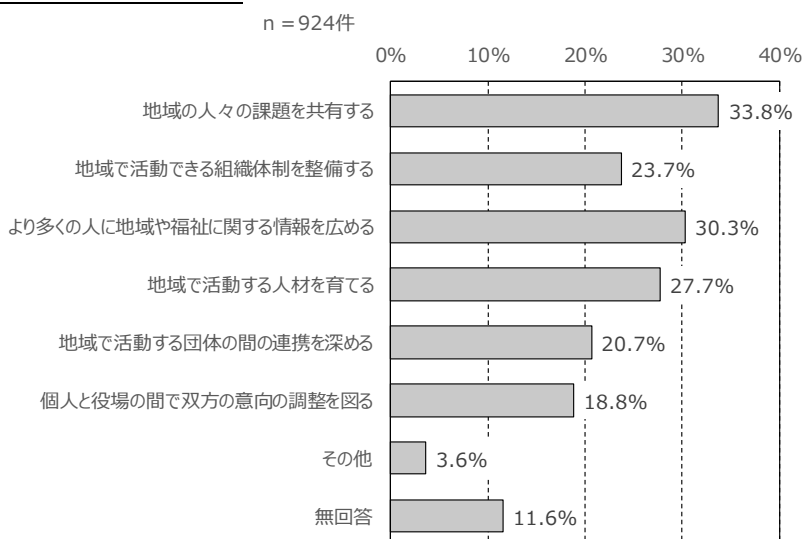
①自助において重要なこと



地域福祉の推進を図る上で、自助において重要なこととしては、「地域のことに興味を持つ」が 52.5% ともっとも回答の割合が高く、ついで「できる範囲で地域に貢献する」が 40.8%となっています。

一方で、「福祉に関する知識や技術を身につける」(22.9%)、「地域での活動に積極的に参加する」(21.2%)、「地域の人々と活発に交流する」(25.2%)などの、一人ひとりの具体的な行動をとる項目への回答は2割台にとどまっています。

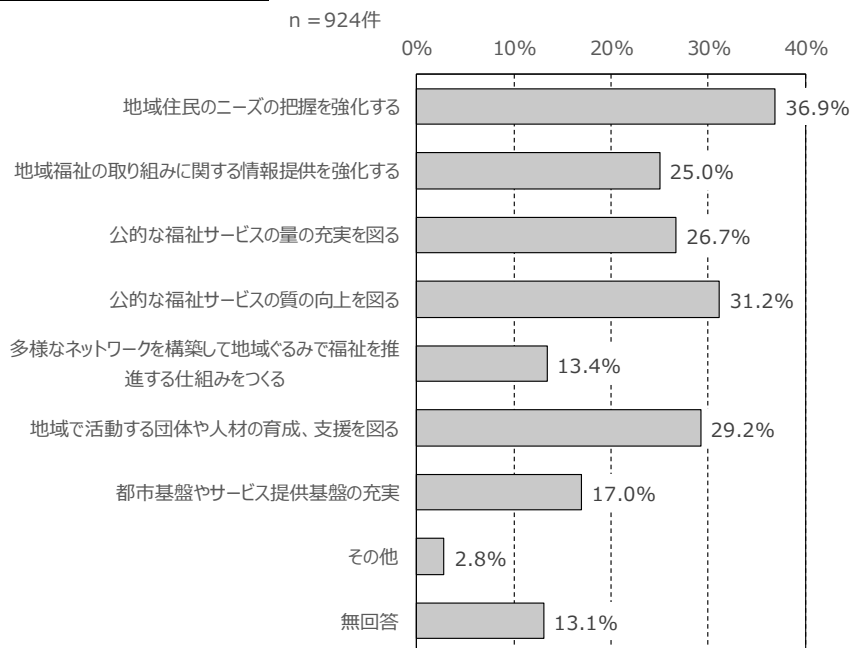
②共助において重要なこと



地域福祉の推進を図る上で、共助において重要なこととしては、「地域の人々の課題を共有する」(33.8%)と「より多くの人に地域や福祉に関する情報を広める」(30.3%)への回答の割合がともに3割を超えて高く、「課題や情報の共有」が重要とされています。

ついで「地域で活動する人材を育てる」(27.2%)、「地域で活動できる組織体制を整備する」(23.7%)など人材育成や組織づくりへの回答の割合が高くなっています。

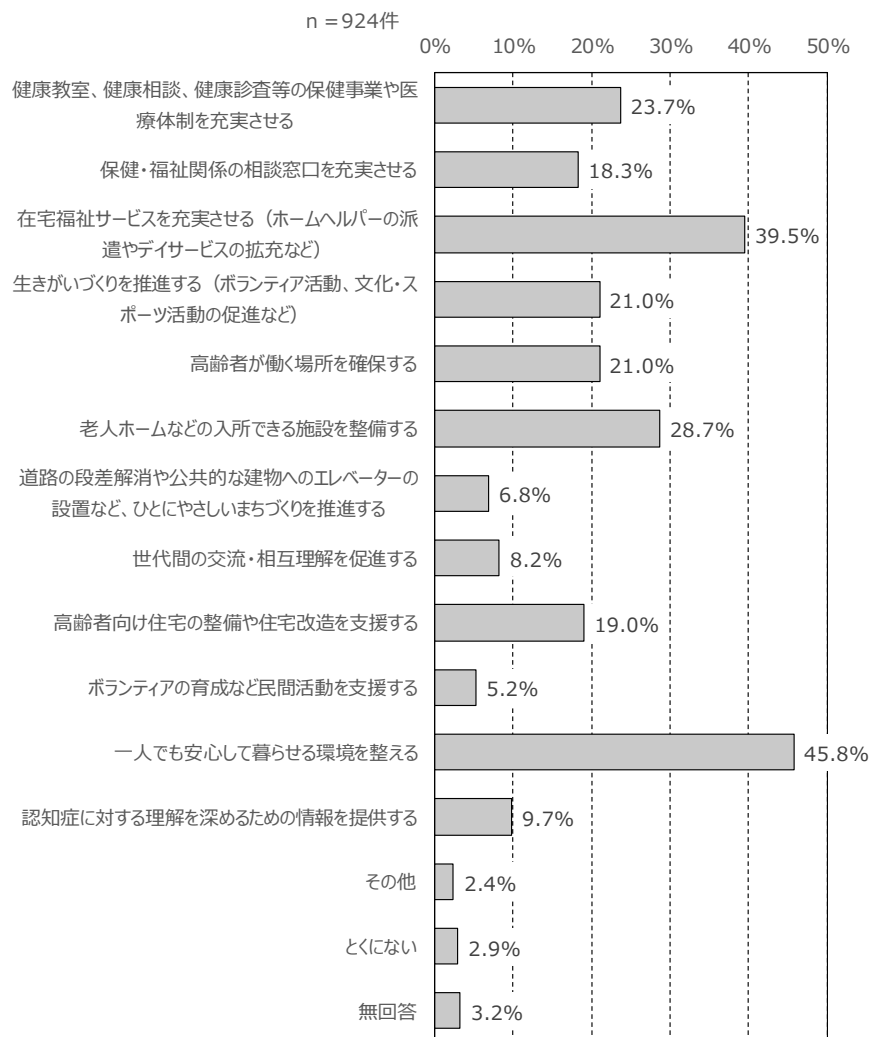
③公助において重要なこと



地域福祉の推進を図る上で、公助において重要なこととしては、「地域住民のニーズの把握を強化する」が36.9%、「公的な福祉サービスの質の向上を図る」が31.2%、「地域で活動する団体や人材の育成、支援を図る」が29.2%などとなっています。その他に「地域福祉の取り組みに関する情報提供を強化する」（25.0%）、「公的な福祉サービスの量の充実を図る」（26.7%）などへの回答も2割を超えており、総合的な取り組みが求められています。

一方で、「多様なネットワークを構築して地域ぐるみで福祉を推進する仕組みをつくる」への回答は13.4%にとどまっており、まだ地域全体で地域福祉を推進していくという認識は低いように思われます。

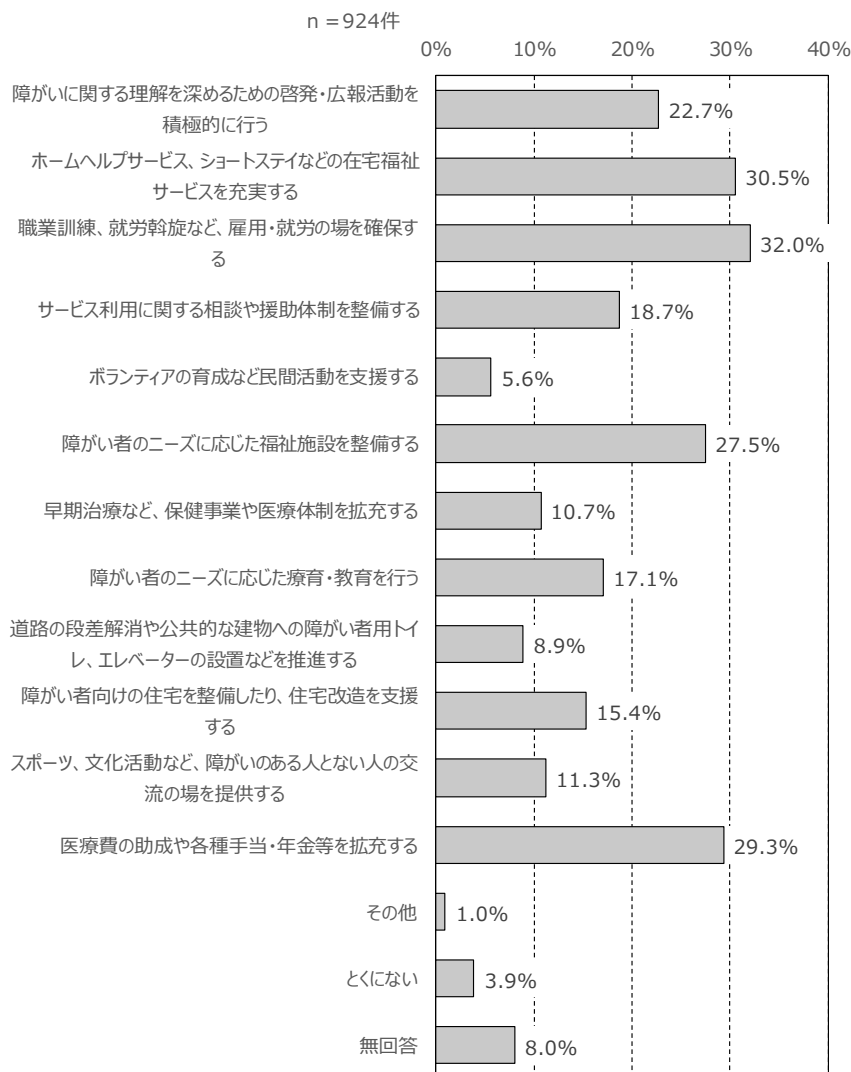
8) 高齢者福祉において必要なこと



高齢者が自立した生活を送っていくために必要なこととしては、「一人でも安心して暮らせる環境を整える」が 45.8%でもっとも回答の割合が高く、ついで「在宅福祉サービスを充実させる（ホームヘルパーの派遣やデイサービスの拡充など）」が 39.5%となっています。

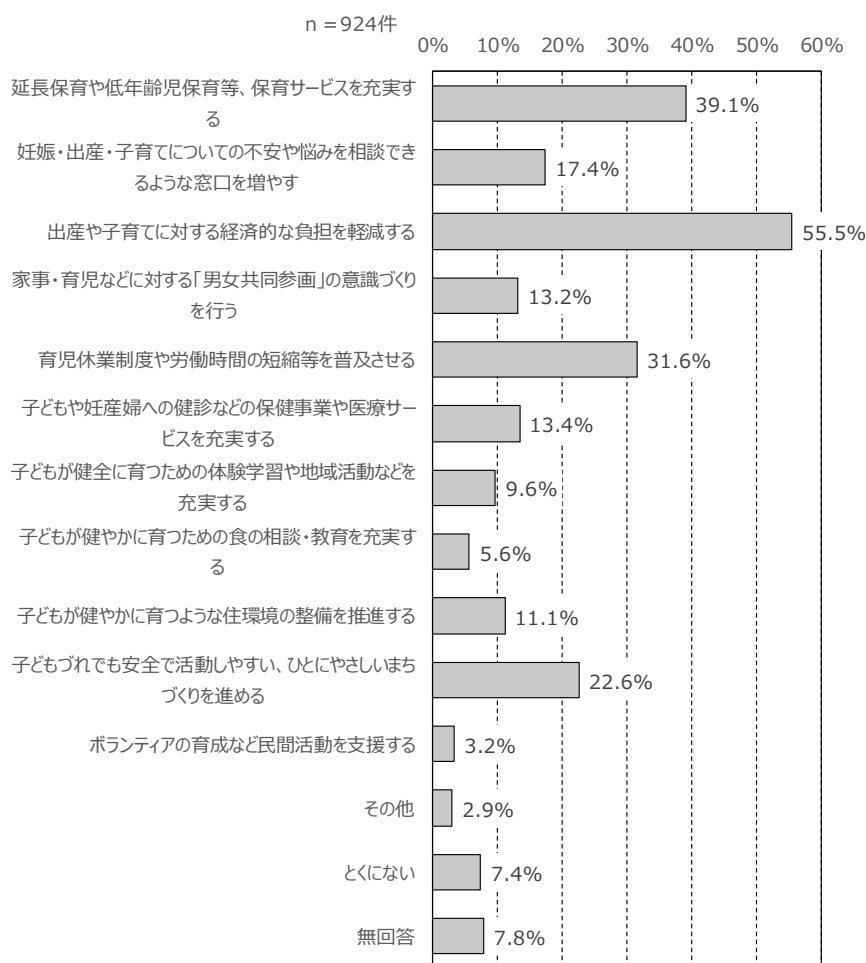
高齢者一人でも安心して在宅で暮らしていくための支援が必要とされています。

9) 障がい者福祉において必要なこと



障がい者福祉において必要なこととしては、「職業訓練、就労斡旋など、雇用・就労の場を確保する」(32.0%)、「ホームヘルプサービス、ショートステイなどの在宅福祉サービスを充実する」(30.5%)、「医療費の助成や各種手当・年金等を拡充する」(29.3%)、「障がい者のニーズに応じた福祉施設を整備する」(27.5%)などが3割前後を占め、突出して回答の割合が高い項目がなく、多様な面に支援が必要とされています。

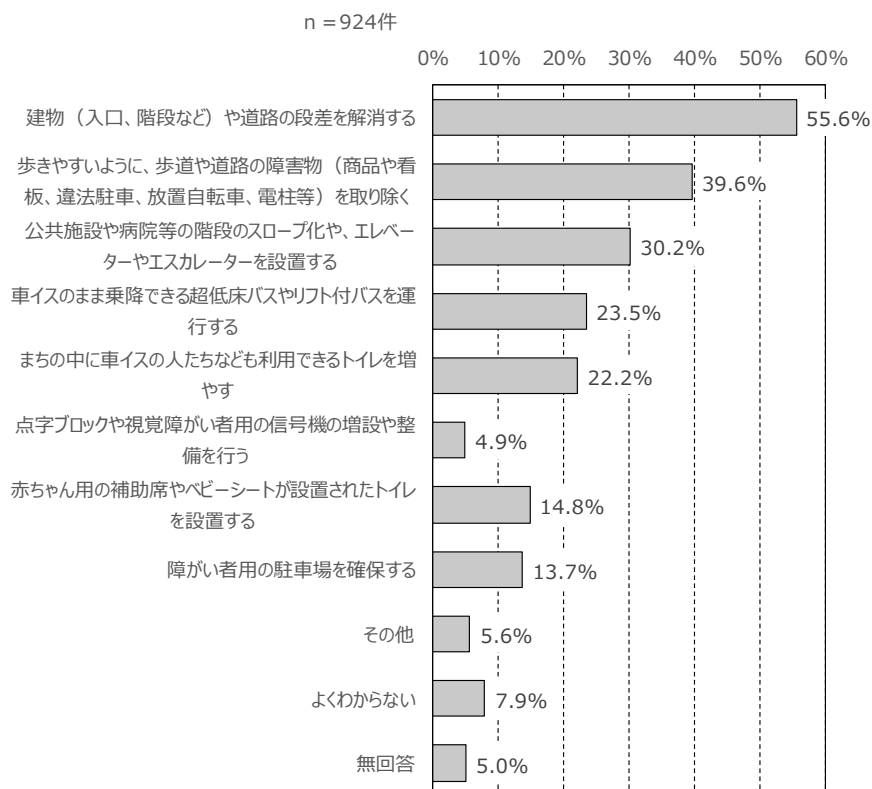
10) 子育て支援において必要なこと



子育て支援において必要なこととしては、「出産や子育てに対する経済的な負担を軽減する」が55.5%で半数以上を占めています。

ついで「延長保育や低年齢児保育等、保育サービスを充実する」が39.1%、「育児休業制度や労働時間の短縮等を普及させる」が31.6%となっています。

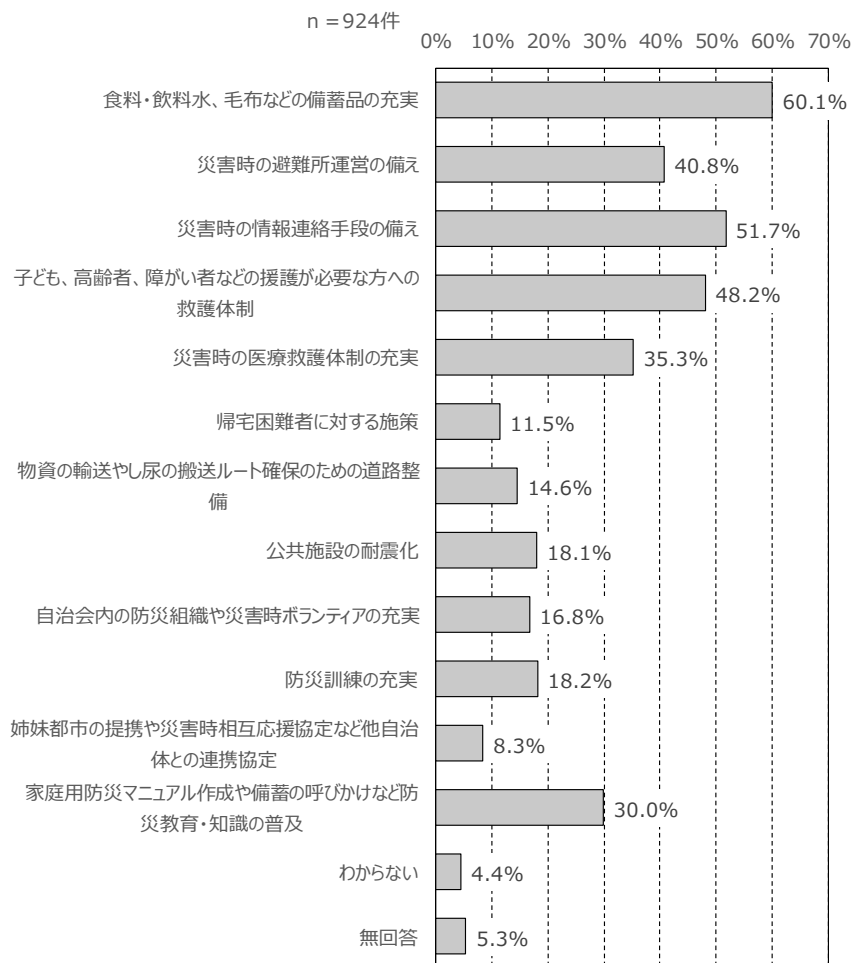
11) バリアフリーのまちづくりにおいて必要なこと



外出しやすい町づくりにおいて必要なこととしては、「建物（入口、階段など）や道路の段差を解消する」が 55.6%でもっとも回答の割合が高くなっています。

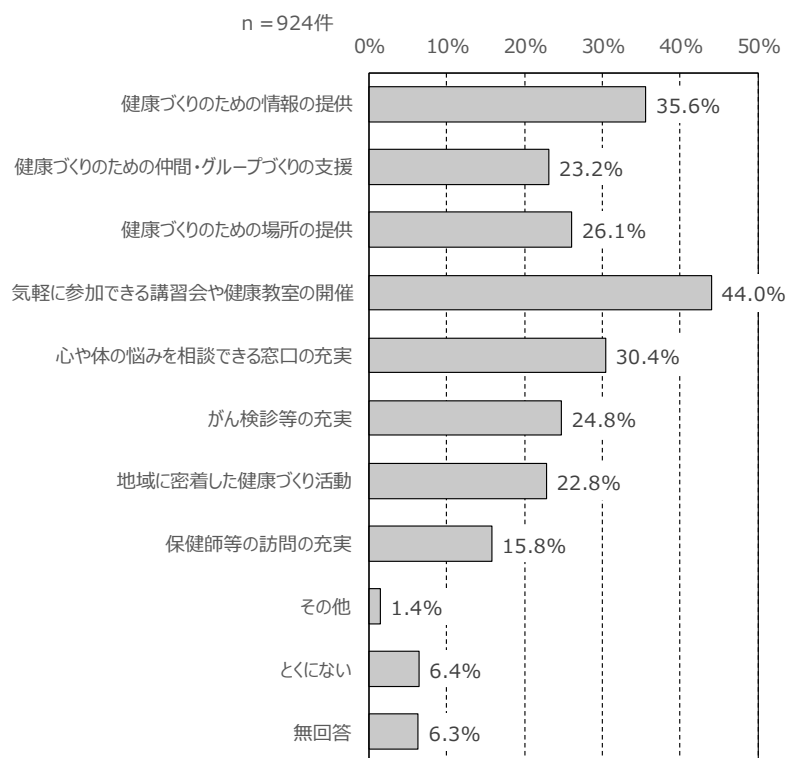
ついで「歩きやすいように、歩道や道路の障害物（商品や看板、違法駐車、放置自転車、電柱等）を取り除く」が 39.6%、「公共施設や病院等の階段のスロープ化や、エレベーターやエスカレーターを設置する」が 30.2%となっています。

12) 防災対策の推進において重要なこと



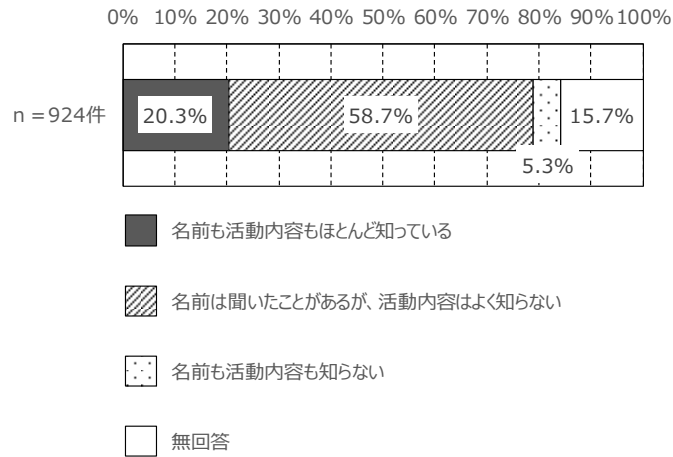
防災対策において重要なこととしては、「食料・飲料水、毛布などの備蓄品の充実」が60.1%でもっとも回答の割合が高く、ついで「災害時の情報連絡手段の備え」が51.7%、「子ども、高齢者、障がい者などの援護が必要な方への救護体制」が48.2%となっています。

13) 健康づくりの推進において必要な保健事業



健康づくりにおいて必要な事業としては、「気軽に参加できる講習会や健康教室の開催」が 44.0%、「健康づくりのための情報の提供」が 35.6%となっています。

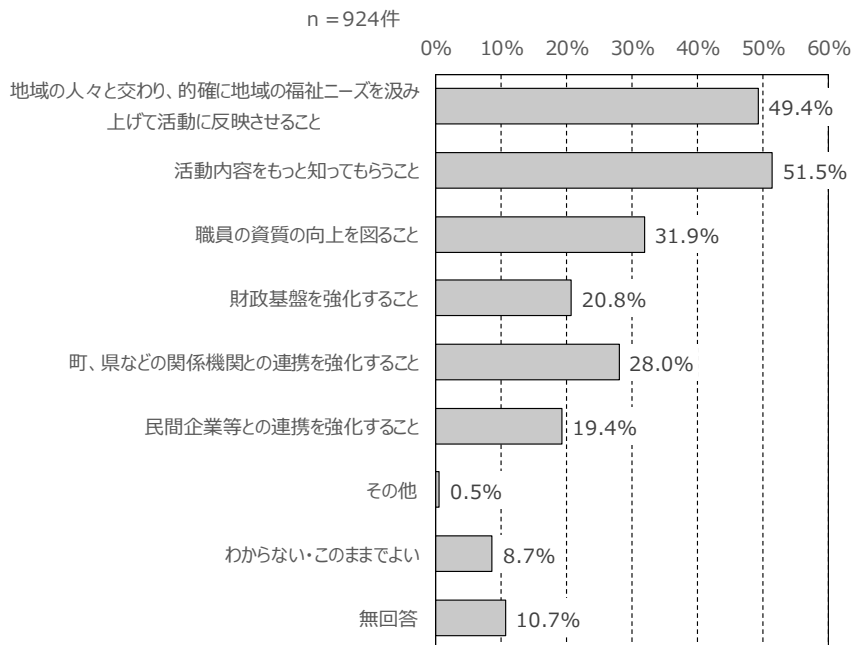
14) 「羽後町社会福祉協議会」の認知状況



「羽後町社会福祉協議会」については、58.7%が「名前は聞いたことがあるが、活動内容はよく知らない」としています。

一方、「名前も活動内容もほとんど知っている」という回答も20.3%と2割を占めています。

15) 社会福祉協議会の活動の充実のために重要なこと



社会福祉協議会の活動の充実を図る上で重要なこととしては、「活動内容をもっと知ってもらうこと」(51.5%)、「地域の人々と交わり、的確に地域の福祉ニーズを汲み上げて活動に反映させること」(49.4%)への回答が5割前後を占め、「活動の周知」活動の周知と「ニーズの把握」活動の周知が重要という回答が多くなっています。

16) 社会福祉協議会の活動に対する満足度と重要度

①満足度

	n	満足	やや満足	どちらともいえない	やや不満	不満	無回答	平均
1) 地域でのふれあい活動	100.0%	8.4%	25.6%	43.2%	6.8%	2.7%	13.3%	3.35点
	730件	61件	187件	315件	50件	20件	97件	
2) 在宅で健やかに生活することを支援する活動	100.0%	6.0%	23.3%	47.5%	8.1%	1.1%	14.0%	3.29点
	730件	44件	170件	347件	59件	8件	102件	
3) 生活や福祉に関わる相談事業	100.0%	4.2%	16.6%	54.5%	7.9%	2.3%	14.4%	3.15点
	730件	31件	121件	398件	58件	17件	105件	
4) ボランティアの皆さんを応援する活動	100.0%	3.4%	12.1%	59.7%	8.6%	1.6%	14.5%	3.08点
	730件	25件	88件	436件	63件	12件	106件	
5) 児童・生徒・学生・社会人の皆さんの福祉体験を応援する活動	100.0%	3.4%	14.8%	58.8%	6.8%	1.2%	14.9%	3.14点
	730件	25件	108件	429件	50件	9件	109件	
6) 福祉情報を皆さんに広く伝える活動	100.0%	6.3%	26.2%	43.7%	8.2%	1.4%	14.2%	3.32点
	730件	46件	191件	319件	60件	10件	104件	
7) 経済的に困っている方の生活費用等を貸与する活動	100.0%	3.8%	13.4%	55.8%	9.3%	3.2%	14.5%	3.06点
	730件	28件	98件	407件	68件	23件	106件	
8) 福祉活動の財源を募集し、地域の福祉活動に配分する活動	100.0%	5.6%	15.6%	54.2%	8.6%	1.5%	14.4%	3.18点
	730件	41件	114件	396件	63件	11件	105件	

「羽後町社会福祉協議会」を知っているという回答者に、社会福祉協議会の主な活動の満足度について聞くと、「満足」と「やや満足」をあわせた「満足」という評価が高いものは、1) 地域でのふれあい活動（34.0%）、6) 福祉情報を皆さんに広く伝える活動（32.5%）などとなっています。

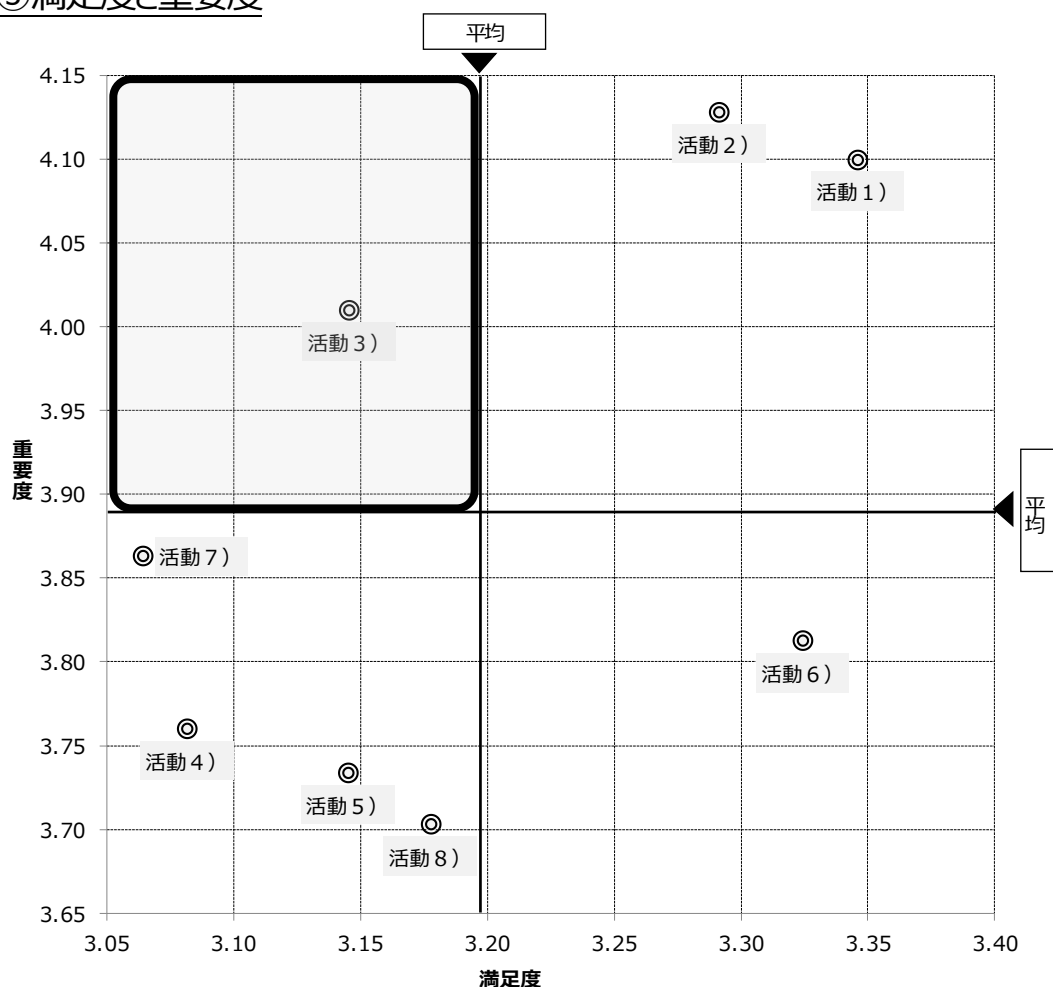
②重要度

	n	重要	やや重要	どちらともいえない	あまり重要ではない	重要ではない	無回答	平均
1) 地域でのふれあい活動	100.0%	31.5%	32.6%	19.9%	1.0%	0.4%	14.7%	4.10点
	730件	230件	238件	145件	7件	3件	107件	
2) 在宅で健やかに生活することを支援する活動	100.0%	32.7%	30.5%	20.8%	0.5%	0.0%	15.3%	4.13点
	730件	239件	223件	152件	4件	0件	112件	
3) 生活や福祉に関わる相談事業	100.0%	28.1%	30.7%	24.2%	1.1%	0.3%	15.6%	4.01点
	730件	205件	224件	177件	8件	2件	114件	
4) ボランティアの皆さんを応援する活動	100.0%	17.0%	33.6%	31.1%	2.5%	0.4%	15.5%	3.76点
	730件	124件	245件	227件	18件	3件	113件	
5) 児童・生徒・学生・社会人の皆さんの福祉体験を応援する活動	100.0%	15.9%	33.6%	31.9%	2.6%	0.4%	15.6%	3.73点
	730件	116件	245件	233件	19件	3件	114件	
6) 福祉情報を皆さんに広く伝える活動	100.0%	19.2%	34.1%	27.3%	2.6%	0.8%	16.0%	3.81点
	730件	140件	249件	199件	19件	6件	117件	
7) 経済的に困っている方の生活費用等を貸与する活動	100.0%	24.9%	27.0%	30.4%	2.1%	0.7%	14.9%	3.86点
	730件	182件	197件	222件	15件	5件	109件	
8) 福祉活動の財源を募集し、地域の福祉活動に配分する活動	100.0%	18.1%	28.6%	33.4%	3.0%	1.2%	15.6%	3.70点
	730件	132件	209件	244件	22件	9件	114件	

「羽後町社会福祉協議会」を知っているという回答者に、社会福祉協議会の主な活動の重要度について聞くと、「あまり重要ではない」と「重要ではない」をあわせた「重要ではない」という評価はほとんどなく、いずれの施策も「重要」と「やや重要」をあわせた「重要」という評価の方が高くなっています。

1) 地域でのふれあい活動（64.1%）、2) 在宅で健やかに生活することを支援する活動（63.3%）では「重要」という評価が6割を超えています。

③満足度と重要度



【満足度】 満足=5点、やや満足=4点、どちらともいえない=3点、やや不満=2点、不満=1点

【重要度】 重要=5点、やや重要=4点、どちらともいえない=3点、あまり重要ではない=2点、重要ではない=1点

○満足度と重要度について、各回答を上記のように得点化し、横軸に満足度の平均得点、縦軸に重要度の平均得点を使用して、主要施策ごとの満足度と重要度の関係を整理したものが上記のプロット図です。

社会福祉協議会の主な活動について満足度と重要度の関係を整理すると、満足度と重要度ともに全体の平均に比べて、重要度が高いにもかかわらず、満足度が低い活動は、以下の1項目となっています。

③ 生活や福祉に関わる相談事業

これは重要と思われているにもかかわらず、十分な満足が得られていない活動であり、優先的に取り組むべき課題領域であると考えられます。

また、4) ボランティアの皆さんを応援する活動、5) 児童・生徒・学生・社会人の皆さんの福祉体験を応援する活動、7) 経済的に困っている方の生活費用等を貸与する活動、8) 福祉活動の財源を募集し、地域の福祉活動に配分する活動については、重要度は高くはないものの、満足度が低いため、満足度向上に向けた取り組みが必要と思われます。

羽後町
第1期地域福祉計画・第4期地域福祉活動計画

平成31年3月

編集・発行	羽後町福祉保健課・羽後町社会福祉協議会
	羽後町福祉保健課 〒012-1131 秋田県雄勝郡羽後町西馬音内字中野 177 T E L : 0183-62-2111
	羽後町社会福祉協議会 〒012-1103 秋田県雄勝郡羽後町林崎字五林坂 21-1 T E L : 0183-62-5312、0183-62-5313